

第九十一回国会

参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和五十五年五月七日(水曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

四月二十六日

辞任

四月二十八日

辞任

五月六日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

五月七日

辞任

労働省労働基準
局安全衛生部労働
衛生課長

林部 弘君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)

○委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月二十四日、山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

また、去る四月二十八日、長田裕二君及び長谷川信君が委員を辞任され、その補欠として丸茂重貞君及び田代由紀男君が選任されました。

また、昨日、柄谷道一君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

また、本日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として沓脱タケ子君が選任されました。

○委員長(久保亘君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 原爆の関係法案につきまして質問をいたします。

被爆者の皆さんは非常に高齢化いたしましたし、前々から生活苦と病苦、孤独の三重苦に悩まされておったわけなんです、高齢化いたしますとなおその度合いは強くなっていると思います。しかし、政府が依然として現行二法で援護措置を講じている、いわゆる国家補償による援護措置を講じていないことについて被爆者の皆さんは非常に強い不満を持っておられると思います。しかし、幸いなことに最近に至りまして国民運動も高揚いたしますとともに社会情勢も変化いたしました、政府もそのような情勢変化に対応されまして積極的な施策をとられるようになっております。

特に、小沢厚生大臣のときには現行法の見直し論というのを発表されましたし、前の厚生大臣の橋本さんは五十四年一月に社会保障制度審議会にこの問題を諮問されるということになりました。そしてさらに、五十四年六月には原爆被爆者基本問題懇談会に基本問題についての諮問をされるようになったわけでございまして、大きな変化を示しておると思います。これは政府関係者の非常な努力もあつたろうと思ひまして、この席をかりて一応評価をいたすところでございます。したがって、情勢も相当に変化しておりますし、また三十八年の東京地裁における判決、また五十三三年三月の最高裁における判決等を参照いたしますと一層国家補償による援護措置を早急に実現しなければならぬと思ひわけでございます。そういう立場に立ちまして、以下質問をいたしたいと思います。

まず第一に質問をいたしたいと思いますのは、基本懇の答申の見通しとそれから厚生省の態度というような問題について御質問をいたしたいと思います。

被爆者に対する制度の基本理念について明確にするために、被爆者対策基本問題懇談会で基本問

出席者は左のとおり。

委員長 久保 亘君
理事 遠藤 政夫君
濱本 万三君
小平 芳平君
高橋 圭三君
竹内 潔君
玉置 和郎君
福島 茂夫君

説明員

科学技術庁原子力局核燃料課長

科学技術庁原子力安全局原子力安全課長

科学技術庁原子力安全局防災環境対策室長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課長

厚生省公衆衛生局長

厚生省医務局長

厚生省社会局長

常任委員会専門員

事務局側

丸茂 重貞君
森下 泰君
片山 甚市君
田中寿美子君
高杉 勉忠君
安恒 良一君
渡部 通子君
沓脱タケ子君
井上 計君
前島英三郎君
下村 泰君
田中寿美子君
野呂 恭一君
大谷 藤郎君
田中 明夫君
山下 眞臣君
今藤 省三君
吉村 晴光君
辻 榮一君
穂波 穰君
西中真二郎君
向 準一郎君

題の検討をされておるわけなのでございますが、昨年審議いたしました際にも、この結論を一年以内の早い機会に出されるように大臣の方で要望もされておると思うんですが、この基本問題懇談会の作業の状態はどのようになっているか、いままでの経過と見通しにつきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 原爆被爆者対策基本問題懇談会は、昨年六月以来七回開催されました。その間、昨年の十二月には被爆者関係団体からの意見聴取を行われました。またことしの四月には広島、長崎に行かれまして被爆者みずから意見聴取を行われる等鋭意検討を進められてるところでございます。この五月にはもう一度、昨年十二月の意見聴取に引き続きまして、被爆者関係団体からこの問題について詳しく意見をお聞きになる予定になっております。その後、引き続き懇談会で検討が行われるというふうな過程になっております。

○浜本万三君 五月に再度行われます被爆者の意見聴取というものは、前回に比べて内容はどのように変わつてくるわけでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 前回は第一回の意見聴取でございまして、その後、先生方の間でもいろいろ御意見を交わされておりました。また先ほど申し上げましたように四月に現地へもおいでになりまして、それらを踏まえた上でもう一度この関係団体の意見も聞きたいということになっていくわけでございます。

○浜本万三君 今度のときには、朝鮮人被爆者の方々からも意見を聞くような手はずになっておるわけですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 予定には入っておりません。

○浜本万三君 これはぜひ検討をしていただきたいと思うんですが、後で外国人被爆者の援護措置の問題について再度お尋ねをするときに、もう一回御質問をいたしたいと思ひます。

次の問題は、先般の衆議院の審議の段階におき

まして厚生大臣は、基本懇の答申を十分尊重して五十六年度予算に反映するようにいたしたい、かような御答弁をなさつておられるわけでございまして、現在の段階でどのような答申が出されるか予測できておるとするならば大臣の所見を承りたいと思ひます。なお、基本理念について明確にするということでございますので、恐らく部分的な問題を取り上げることにはならないというふうに思うわけでございますが、もし審議の過程でおわかりになつておれば、内容の見通しについてお話をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 今回五月の二十日に被爆者関係団体から意見を聴取いたしますのが第八回の御会合であらうと思ひますが、今日までの会合で私は二度ほど出しまして、原爆被爆者の対策について一番問題点は、その基本理念を明確にしなれば今後この被爆者対策をさらに推し進めることにいろいろ問題があるであらうということでございますから、かなり強く、早くひとつ御検討をいただきたい、この諮問期間は一年をめぐらしては、五十六年度の予算に間に合ふべきものは間に合ふし、その内容いかんによりましては、五十六年度の予算に間に合ふべきものは間に合ふし、また、引き続き検討すべきものは検討しながら具体的に基本懇の答申を尊重して実施をいたしてまいりたいということをお願いしてまいりたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 基本懇の答申を十分尊重して五十六年度予算に反映するようにいたしたい、かような御答弁をなさつておられるわけでございまして、現在の段階でどのような答申が出されるか予測できておるとするならば大臣の所見を承りたいと思ひます。なお、基本理念について明確にするということでございますので、恐らく部分的な問題を取り上げることにはならないというふうに思うわけでございますが、もし審議の過程でおわかりになつておれば、内容の見通しについてお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 基本懇の答申を十分尊重して五十六年度予算に反映するようにいたしたい、かような御答弁をなさつておられるわけでございまして、現在の段階でどのような答申が出されるか予測できておるとするならば大臣の所見を承りたいと思ひます。なお、基本理念について明確にするということでございますので、恐らく部分的な問題を取り上げることにはならないというふうに思うわけでございますが、もし審議の過程でおわかりになつておれば、内容の見通しについてお話をいただきたいと思ひます。

いたしましては適切に対処していく所存でございます。

○浜本万三君 基本懇の答申を尊重し、五十六年度の予算に盛るようにはできるだけ努力をしたいという趣旨に私は解したわけなのでございまして、その場合に基本的理念の改革ということで、これを反映した新しい立法の準備またはこれに基づく予算措置ということになりますと、相当時間的な余裕がないとむづかしいのではないかと心配があるわけなのでございまして、非常に切迫した時間の中で、答申を受けてからの政府の部内での作業日程というものについてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) いま申し上げましたとおり、基本懇の答申の内容は出されてみなければわかりませんが、これは私も審議の内容に触れるわけにはまいりませんが、その中で直ちに実施できるものでありますればこれはぜひとも五十六年度の予算に間に合ふしたい。しかし、基本的に大きな問題であるということでありまして、これはひとつ検討していただきたいというふうに、その答申の内容によつて柔軟な態度で進めてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○浜本万三君 いまの大臣のお話を承つて、あるいはそういうことになるかも知れませんが、したがつて、答申が出るまでにそういうことがあるとするならば、厚生大臣としての意見を基本懇の方に申し上げるような日程はございませんか。

○国務大臣(野呂恭一君) せっかく基本懇という諮問機関を設けたわけでございまして、したがつて、基本懇の御意見を承りたいという趣旨のものでありますだけに厚生省がみずから意見を述べるといふことは、むしろ基本懇を諮問機関として設けておる趣旨を妨げることにほしくないのでございまして、あえて厚生省として意見を申し上げる考えはございません。

○浜本万三君 七人委員会に、基本懇の方に諮問中のことでございますから、これ以上立ち入った

御質問をすることも差し控えたいと思ひますが、私の希望をいたしましては、基本懇の方で国家補償に基づく援護措置ができるような結論を一日も早く出していただくようお願いを申し上げますと同時に、被爆者の納得のいくような施策が早急に立てられるように、厚生大臣の方とされまして御配慮をいただくように要望したいと思ひます。

それから、次の問題は、健康診断地域の地域拡大の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、この地域拡大の問題を基本懇の方に諮問をしたといううわさが流れておるわけなのでございますが、実際はどうなんでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 被爆者の地域の問題でございますが、基本懇の審議の中で私からもお願いを申し上げまして、全体の検討の中でこの地域問題についても御検討をいただきたいという形で諮問をしておることは事実でございます。

○浜本万三君 そうすると、大臣の方では健康診断地域の拡大について基本懇に諮問をされたと言ふんですが、性格的に考えてみますと、これは基本懇で御審議なさる基本問題ではないように思ふんでございますが、それをあえて基本懇の方に御諮問なさつたという意味は何か特別な理由があるわけですか。

○国務大臣(野呂恭一君) 被爆者に対する対応として、この地域の問題も私も基本的な問題でなからうかというふうに考えるわけでございまして、したがつて、あえてこれを拡大したいとか、あるいは現状がいけないんだとかいうようなことを諮問をいたしておるわけでございまして、被爆地域についても基本的にこの問題についてのお考えをいただきたい、そういう意味でございます。

○浜本万三君 大臣もなかなかむづかしい御答弁をなさつておられるわけですが、いきさつを私どもが承つておるところによりますと、長崎県の方から地域拡大について陳情があつた。自民党の原爆問題小委員会の方で御議論になつたがな

なかなか意見が合わなかった。そこで大臣が長崎、広島両県知事にいろいろな事情をお聞きになった。それでも結論が出なかった。したがって大臣は、先ほど御答弁ございましたように、援護の対象者の範囲を決めるんだという形で基本懇に諮問をなさったというお話を承っておるわけなんでありますが、そういういろいろないきさつを伺いますと、何か政治的なお話があったのではないかと推測もできるわけなんですけれども、それはございませんでした。

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘のように、両県知事にお越しをいただきまして私はいろいろな意見を聞いたことは事実でございます。ただ、被爆地域の範囲をどのように定めるかということとは従来いろいろ政治的ないきさつもあつたかと考えるわけでございますが、やはり被爆者援護対策の具体的な広がりというものを決める一つの枠組みとして私は制度の基本的な問題ではなからうか、こういう考え方、改めてひとつそういう基本的な問題としてこの地域という問題についてお考えを承りたい、こういう意味でございます。

○浜本万三君 そうなりますと、前の厚生省の態度と変わっているんです。この前、広島あるいは長崎等から健康診断地域の拡大について厚生省に陳情等が行われましたときには、科学的根拠がないというのが最大の理由であつたわけです。そこで科学的な根拠がないというので、第一回は五十年の初め、広島の場合には広島の竹下教授に調査を依頼いたしまして調査をした結果、五十一年には黒い雨地域についての健康診断地域の拡大が認められたわけです。そこでさらに、小雨地域についても同様に健康診断地域の拡大をお願いするという陳情がなされたんですが、その際にも同様に科学的根拠がないということでお断りになったわけなんですけれども、長崎との関係で言えば、大臣の答弁としままでいささつが少し変化をしておるようには思ふんですが、その間の事情はどういうことでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 健康診断特例地域の指定につきましては、残留放射能の有無等について科学的に検討して行うべきものであるという私どもの考え方は変わっておらないわけでございます。昭和五十一年に実施いたしました残留放射能の調査によりましてまた五十三年の調査によりまして、現在指定されている地域を特に拡大するということについては科学的根拠が乏しいという考え方には変わっておらないわけでございます。しかし、いろいろ御意見もございまして、この被爆地域の範囲をどのように定めるかという問題は、被爆者援護対策の具体的な広がりを決める枠組みといたしまして制度の基本的な問題にもかかわるのではなからうかということで、この問題について全体としてお考えをいただくということとで大臣が基本懇にお願いをされたというわけでございます。

○浜本万三君 そういたしますと、基本懇の方で健康診断地域の拡大の問題について答申されれば大臣は答申を尊重されるということでございますから、そのとおり健康診断地域の拡大を認めるということになりますか。

○国務大臣(野呂恭一君) 答申が出されてまいりませんと、どういふふうに対応するかということとは明らかに申し上げるわけにはまいりませんが、しかし、基本的には基本懇のお考えというものを十分尊重することにおいては私は当然であると考えております。

○浜本万三君 基本懇の答申を尊重されるということになったわけですが、問題はそうすると、いままでの科学的根拠というもののについては、その場合どういふ認識に立たざるを得ないんですか。

○国務大臣(野呂恭一君) もちろん健康診断の特例地域の指定というものは、お話しになりましたとおり五十一年にあるいは五十三年にいろいろな調査の結果が出ておるわけでございますから、いまのところ拡大の科学的根拠が乏しいのではないかと、この拡大の経緯であらうかと思ひますが、基本懇が現地の御意見も聞きあるいはその他の団体の御意見も聞き、そして総合的な判断の上

でなお科学的にはこういう判断を示すことが正しいのではないかというような御指摘がございしますれば、当然そういう意味においての基本懇の考え方を私どもは十分尊重していかねばならないという姿勢でございます。

○浜本万三君 科学的根拠も尊重するようなお話なんですけれども、科学的根拠ということになりますと、長崎の場合には比較的資料が少ないうえでございますが、私はよく存じませんが、広島の場合には被爆直後の気象関係の資料とか、あるいは五十年調査及び五十三年調査というものが一つの参考になるというふうには思ふんですが、

私は、五十二年十一月八日、中国新聞で竹下教授が発表された内容を拝見しておるんでございますが、そのときに竹下教授は約三百地点の土を取りまして、千葉の放射線医学総合研究所に送って分析をしていただいた結果について、次のように発表をされておるわけです。「竹下教授は誤差を考慮しても、『大雨』地域と『小雨』地域の残留放射能に差がないことがわかった。セシウムを対象の調査方法には限界があるが、中国の核実験による影響も考え、より厳密なデータにするためには、長崎や山陰地方との比較をすれば、原爆による放射能量を正確に推定できる」というふうに話しておられるわけでございます。その測定の結果の残留放射能というものは大雨地域と大差はない、非常に高濃度のものであつたということを発表されておるわけなんです。そういう科学的根拠というもの地域拡大の参考にすべきだというのが私の主張なんですけれども、これについてはどのような御見解でしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) いま先生御指摘の、竹下先生がどういふ資料でお話しになっておられるのかちょっと私もよく承知いたさないのでございますが、すけれども、私どもの五十二年、五十三年調査におきましては、小雨地域と他の地域との間に格別これを特例地域として指定するだけの科学的上の差があるというふうには調査結果から出ておらないと理解しているわけでございます。

○浜本万三君 いずれにいたしましても、先ほど大臣から御答弁いただきましたように、私どもは科学的根拠というものが広島、小雨地域もあるもので、したがって健康診断地域に入れたいただきたいという希望を持っておるわけなんですけれども、基本懇に諮問された以上は基本懇で出される答申を待つんだというお話がございしますから、私どももいたしましては基本懇の答申がございました際にはそれを尊重していただきまして地域拡大について十分配慮していただきたい、かように思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 基本懇の答申の内容についていま推定はできませんけれども、出されまして基本懇の御意見を十分尊重いたしまして対処してまいりたいと考えております。

○浜本万三君 それから次は、外国人被爆者の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

まずお尋ねをいたしたいと思いますのは、いわゆる広島、長崎で被爆いたしました外国人被爆者はどの程度であつたのか。また、そのうち生存者数でありますかと死傷者数でありますかというふうなもの、もしわかつておれば推定値を御説明いただきたいと思ふんです。

○政府委員(大谷藤郎君) 韓国の被爆者につきましては約二万人ということを聞いておりますけれども、正確な数字は把握されていないというふうには承知いたしております。

○浜本万三君 韓国の被爆者というのは、それは韓国にいる人の被爆者ですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 現在韓国に居住されておられる方でございます。

○浜本万三君 では、そういう質問でなかつたんです。広島、長崎で被爆された外国人被爆者の数というところでございましたんですが、これは私の方で大体調べましたところによりますと、韓国人の場合を主として例にとつて申し上げますと、広島県下では大体八万数千人がおられて三万二千人から四万人が被爆をされて、死亡者が一万二千人から二万人であつた。長崎の場合には、七万人の在

住者のうち被爆者が一万三、四千人、死亡者が三千人から四千人であったというふう聞いておるんですが、間違いございませんか。

○政府委員(大谷藤郎君) 私ども正確な数字は把握いたしておりません。

○浜本万三君 厚生省としてはそういう資料をつかんでおいていただきたいと思うんですが、特に韓国人の場合には、私が申し上げるまでもなく戦時中徴用されまして強制的に日本に来て労働に参加しておった人が非常に多いわけなので、そういう道義的責任におきましてははっきりした数字をつかんでおられる必要があると思うんですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 現在のシステムでは国籍を記載するようなシステムになっておりませんが、私どもとしては把握をいたしておらないわけでございます。

○浜本万三君 できるだけそういうようなのは調べておいていただきたいというふうに希望を申し上げておきたいと思っております。

そうしますと、これもまたわからないというお答えになるかわかりませんが、現在、被爆者のうち手帳を交付されておる状況でありますとか、あるいは治療や援護を受けておる者ほどのような状態になっておるか、もし把握されておればこれもお知らせいただきたいと思うんです。

○政府委員(大谷藤郎君) 特に韓国人の方だけを集計するということはいたしておらないわけでございます。先ほども申し上げましたように国籍を記載するというふうになっておりませんので、これを把握することができないわけでございます。

○浜本万三君 これは長崎とか広島とかいう市におきましても、調べようと思えば調べられるのじゃないですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 原爆二法のためまえが、国内に居住している方にこれをすべて給付するというたてまえになっておりまして、特に韓国人の方を識別するための記載というふうなことを

いたしていませんものですから、これにつきましては把握の仕方がないというふうになっております。

○浜本万三君 それでは話題を変えて質問をいたしますが、最近韓国人に対する法律の適用条件というのが少し違っておるのじゃないかという受けとめ方をしておるのですが、たとえば治療の目的で入国した者に対して手帳を交付するか、あるいは治療目的以外で入国した者にも手帳を交付するとかいうこともありまして、さらに五十二年三月の最高裁の判決では、治療のために密入国した韓国人に対する手帳交付を拒否したことにつきましては、これは違法行為であるというふうに政府をたしなめられるような状態も出ておるわけでございます。これは若干外国人被爆者等に対する政府の対策が変化しておるのではないかと、いうふうに思われますが、いかがでございますでしょうか。また、そのような条件がだんだん変化をしておるということでは政府の補償責任を示しておることになるのではないかと、いうふうに私は思っております。

○政府委員(大谷藤郎君) 従来、短期滞在の外国人被爆者に対しては、被爆者健康手帳を交付する際に、居住関係の存在ということを要件としたしまして、適法な入国後おおむね一カ月以上滞在する者であれば居住関係を認めるということになっておりました。五十二年四月からこの取り扱いを変更いたしました。以後わが国に単に現住すればそれで足りるというふうな取り扱いにしたわけでございます。これにつきましては五十二年三月の孫振斗さんの訴訟、最高裁判決の趣旨というものを尊重いたしまして、そういうふうな取り扱いにいたしましたわけでございます。

○浜本万三君 ですから、変化をしておるというふうに受け取って差し支えないのじゃないかと思

います。それはよろしいですね。

○政府委員(大谷藤郎君) そのようにおとりいた

だいてよろしいかと思ひます。

○浜本万三君 そこでお尋ねするわけなんです

が、最近韓国人被爆者に日本に来ていた治療してもらおうではないかというふうな話が出ておるわけなんですが、これは具体的にどのような進められておられるのか、経過と現状についてお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 昨年来この問題につきましては韓国側と話を詰めておりまして、ことしの二月下旬に原爆専門の医師とわが方の厚生省の事務官を韓国へ派遣いたしました。在韓被爆者の方で渡日治療を希望される方の選考をいたしました。約十人ばかりがわが国の原爆医療をお受けになるために渡日されるという手順になっておりますが、その渡日の時期、方法等につきましては韓国側にお任せしてあるわけでございまして、現在までのところできるだけ早く行きたいというふうなことではございますが、まだ正確な日時を向こうからお知らせいただいております。

○浜本万三君 この窓口はどこになっていらっしゃるのですか。

○政府委員(大谷藤郎君) この問題は、当初は政治家のベースで向こうの方と話し合いがありまして、それが厚生省の方に話がございまして、私どもと韓国政府の間で話し合ひましてやっております。

○浜本万三君 私どもというのは厚生省と韓国政府のどこでございましょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 韓国政府の医政局でございます。

○浜本万三君 そういたしますと、先ほど政治家の方が話し合われた内容を韓国政府と厚生省で引き継いでやっておられるというお話なんですが、その政治家の方というのは正確に言えば自由民主党の当時韓国に行かれた木野晴夫団長、これは政調会副会長さんでございまして、それから韓国の民主共和政策委員会の議長さん、このお二人のことを指していらっしゃるのですか。

○政府委員(大谷藤郎君) そのとおりでござい

○浜本万三君 この協定書がメモかわかりませんが、合意した約束の内容によりますと、正確には四項目、前文に一項目重要なことが載っておりますのでございまして。その前文の一項目というのは「韓国側は原爆被爆者を治療する病院建立の為に日本側が財政的、技術的支援をするやう、強く希望したことをつけ加える。」と、こういう条文になっておりまして、それを引き継ぎました韓国の核禁平和会報によりますと、病院建設の約束ができたんだという報道がされておるわけなんでござい

ます。そのほか四つの約束事の中には、「韓国医師の日本派遣訓練」、「日本医師の韓国への派遣」、それから「在韓原爆被爆者の渡日治療」、以上三つのこと、そのほかは「以上の各項に関しては可能な事項から年内にも実施するものとする。」という約束になっておるわけなんです。この中で私が聞きたいことは、前文に書いておる病院建設の問題、それから医師の交互派遣というのはこれは厚生省の所管ではないと思うんですが、それらも引き継いで厚生省の方で韓国政府と話し合ひをされておるのかどうかという点でござい

ます。

○政府委員(大谷藤郎君) ただいまのお話の点のうち、病院建設の問題あるいは韓国医師の日本派遣の問題につきましては、私どもとしては外交的な協力のベースで行われるべきものであるというふうな考えをしております。そのほかの日本側が迎えました渡日治療につきましては厚生省ベースで話し合っているわけでございます。

○浜本万三君 これは国務大臣としての厚生大臣にちよつと何うのですが、大衆政府の約束事の出発が両国政府の政治家によって最初の口火が切られたわけなんでございまして、これはわれわれから考えますと正常なことではないというふうには思っておりますが、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(野呂恭一君) 当時、私も自民党の政調副会長、筆頭副会長をいたしておりました。木野君を団長として自民党が派遣をしたことについて承知をいたしておるわけでございます。むしろ

これは政友会と政策委員会での話し合い、その結果をメモにいたしたものでございまして、したがって、厚生省としてはその内容の実現について十分検討をしたい、また実現を望まうというふうな考えでおることは事実でございます。ただし、党と党との話し合いのメモでございますので、政府としてはこれを尊重するも、直ちに実施できるものもありまた長期にわたって検討しなかりぬいものもあり、厚生省独自で判断できないものもあるかと思ひますが、いずれにしても日韓両国の政策のいろいろの話し合いの場におきまして、原爆被害者に対しては道義的にも十分措置をする姿勢は私は間違っていないというふうな判断をするのでございまして。

○浜本万三君 私、これは悪いというところをちつとも言っていないんです。要するに一つの問題は、メモとして公表されておるのかどうか知りませんが、約束されておるこの事柄というものは一体どういう性格を持つのかということに非常に疑問に思ふわけなんです。特にこのメモの中で列記されておる一つは渡日治療のことなんです、これは当然厚生省の所管に人道的な立場からいつてもなると思ふんですが、病院建設につきましてもあるいは所管外とは言えない事情があるわけなんです。したがって私は、病院建設とか渡日治療という厚生省の所管にかかわる問題について、この文章の性格ははっきりしておきませんと問題があると思つておるわけです。しかもこれは、単に政治家が行つてお約束されたという問題だけでなしに、このときには館山企画課長も随行されて相談に乗つておられる節もうわさとしてはあるわけなんです。ですから、厚生省が全然政治家の約束だと言つて逃げることはできないと思ふんです。

そこで私は、こういう文章によつて一連の動きがあるとするならば、文章の性格をきちつとして、厚生省はこれに対してどういふふうな対応をしておるかということをは明らかにしていただかないと問題が生じるのではないかと思ひまして、重ねて質問をするわけなんです。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほど申しましたとおり、在韓被爆者に対して政友会での意見の交換を行つて、そして合意に達した事項について取り交わしたメモであるという認識の上に立ちまして厚生省としてはその内容の実現については、厚生省の立場において可能な限り協力をしていきたいという考えでございまして、御指摘のようにその位置づけというものは確かに政友会、しかも政策委員会の間におきまして意見交換の結果出てきたものであるというところでございます。その点は十分踏まえまして厚生省としては進めてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○浜本万三君 まだはっきりしない点はたくさんあるんですが、病院のことについては向こう側の会報によると、相当これは金額まで明示いたしまして確実性があるような報道をなされておるんですが、これは厚生省としてはどういふ御見解ですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 病院建設等の問題につきましては、先ほどからも申し上げておりますように、海外協力の一環として行われるべきものでございまして、これにつきましては外務省の方でプライオリティーとかいろいろな点があるかと思ひますが、もしそういうふうなことで病院建設を進められるということであれば、厚生省としては大いにこれは協力するという気持ちには持つておるわけでございます。しかしいざいざいまして、全体の海外協力の中で外務省としては真剣にお考えになつておるというふうな私どもは理解しているわけでございます。

○浜本万三君 それでは、渡日治療の具体的な問題について伺ひするんですが、この会報によりますと相当詳しい報告が書かれておるわけなんです。ちつと私、韓国文はよくわかりませんが、大体漢字が書いてありますから推測をして申し上げますと、韓国としては渡日治療の対象者十二名をお決めになつていらつしやるのです。これは恐らく三人の方を厚生省から派遣されていろいろ打ち合わせた結果決まつたんじゃないかというふうな思ひます。

そこで韓国側は、韓国の代表者が渡日治療の十二名の方を引率をいたしまして福岡ないしは下関に連れておいでになることになつております。そこで日本の厚生省の職員に引き継ぐということに文章上はなつておるわけなんです。厚生省は、渡日治療対象者を全員入院させて、そして被爆者健康手帳を交付して治療するんだというくだりが書いておるわけなんです。そのところは、この会報のとおり間違ひございませんか。

○政府委員(大谷藤郎君) 日本政府にまだそのまの正確な情報は届いておりません。私もとしましては、この問題は国内においてなつた場合は先ほど申し上げましたように、孫振判判決以来の情勢を踏まえましてこれに対処いたしたいというふうな考えておるわけでございます。

○浜本万三君 おいでになつたらということではちつとひつかりがあるんですが、韓国側は、たとえばいま下関か福岡まで連れてこられるということが書いてあるんですが、どこまで連れてきたらという意味なんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 一応昨年の話し合いでは、国内の病院まで韓国側が責任を持つておいでになるといふふうな話し合いになつておると私も理解しておるのでございますけれども、これは具体的な話し合いになりました段階でもう一度詰めたというふうな考えておるわけでございます。

○浜本万三君 これは非常に細かいことなんです、聞くのもおかしいのですけれども、うわさによると向こう側はこの文章のとおり下関ないしは福岡まで引率をして連れておいでになる。ところが、そこから原爆病院まで入院させる間の旅費の問題が問題になつておるといふ話を聞いておるわけなんです。はなはだみみっちい話なんです、その旅費の問題が問題になつておるといふことになる

と、そのところがネックならば、もうちつと厚生省は早くお話をつけたらどうかという気持ちを私は持つておるんですが、それはどうなんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 先ほど申し上げましたように、昨年韓国政府との話し合いにおきましては病院まで韓国政府が連れてこられるというふうな私どもは理解しておりました、韓国政府から、下関から現場の病院までどうなるか、それは困るというふうな話は実はまだ聞いておりません。

○浜本万三君 それじゃこれは水かけ論になりますからこれ以上は質問をいたしません、要するに私が入手した情報によると、非常にみみっちい話で話が進んでいないということになつておるわけなんです。ですから早く韓国側と話をしたいただきまして、入院をさせてあげるならば早く入院をさせてあげてほしいというふうに思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) いまお答え申し上げておりますとおり、受け入れの際の最終的な事務的詰りをこれから行なうやうな問題があるかと思ひます。向こう側の御要望に對しましては十分その意向を踏まえて対処してまいりたい、かように考えます。

○浜本万三君 それからもう一つお尋ねをするんですが、これは一回にとどまらず、さらに次の希望者を渡日治療のために派遣するということが約束されておるやに聞いておるんですが、今後の問題としてはどういふお考えで対処されるつもりですか。

○政府委員(大谷藤郎君) ただいまのところは、二回目以降につきましては韓国政府と詰めておらないわけでございますけれども、約十人の方が病院で治療を受けられます、国内の事情等もいろいろあるかと思ひますので、そういった治療の状況等を踏まえまして、それ以降の問題については改めて韓国政府とお話し合いをしたいと思ひておるわけでございます。

五年度予算にもないんですが、韓国の場合には原爆被害者協議会の方に、大体日本の金にして三千万円ほど補助金を出して渡日治療のために使用したいという考え方が出ていますのでございませうが、これが実質上制度化されました場合に、五十六年度以降の厚生省の予算にこの受け入れのための予算をお組みになるつもりですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 私どもは、先ほども申し上げましたように十人の方の治療を見ながら、引き続き韓国被害者の方々についてお力添えしたいというふうな気持ちを持っておるわけでございませうが、予算につきましては、現在、原爆医療費全体の枠組みの中で考えていくというふうな考え方をいたしているわけでございませう。

○浜本万三君 だから、そういう予算を組むんですかどうするんですか。その項目として枠組みの中にいれるんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 予算の立て方といたしましては、いまの医療費の中で運営できるといふふうに理解しているわけでございませう。

○浜本万三君 アメリカの例の医師派遣等は放影研の予算からおやりになったんですね。そういうやり方ですか。

○政府委員(大谷藤郎君) これは医療費と手当ての問題でございませうので、既存の大きな枠がございませうので、その中で泳ぎたいというふうにご覧にしているわけでございませう。

○浜本万三君 わかりました。それは、いずれにしましても、さっき大臣に申し上げましたように、多少十分な意思統一ができていないように思いますが、早急にひとつもつれたひもがあればそれを解いていただきまして、韓国被害者の渡日治療ができるように配慮をしてもらいたいと思ひます。

それから次は、資料整備のことについてお伺いしたいと思ひますが、広島には例の俗称原対協というのがございまして、被害者の健康診断等をやっておられるところなんでございませうが、その資料が非常に多くなつておるわけでございませう。

す。私はいろいろその仕事を拝見いたしました。これは何とか資料の整備について国の方でも援助をしてもらわれないと困るのではないかとこのことを思つたわけでございませう。

そこでお伺いをするんですが、被害者に対する健康診断は、原爆による後遺症というものがどのような形で発現するかわからない点が非常に多いと思ひます。日常の健康管理や健康指導について適切に処理されることが望まれておるわけなんですね。資料の保存とこのこと、それからその資料を適切に活用することが望まれるわけなんです。現在、それらの資料というものはどういふふうに全体的に管理されておるか、御承知ならばお答えをいただきたいと思ひます。

○大谷委員(大谷藤郎君) 現在の法律によりまして、カルテがそのまま保存されているわけでございませう。

○浜本万三君 広島の場合には、主として健康診断をやつていただいております原対協の方で、健康診断個人表——これはカルテでしょうが——の保存管理は、広島は非常に最近多くなつておるわけでございませう。原対協の資料によりまして、大体その総数が二百五十万枚にも及んでおるようございませう。年々しかも二十万枚増加しておるような状態でございます。そういう資料の保管につきまして、非常に大切なことではないかと思ひます。ございませうが、国の方でこれらについて援助をされるお気持ちはないか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 確かに先生御指摘のように、被害者のカルテや健康データなどにつきまして、これをマイクロフィルム化して保存して活用するということは非常に大事なことであり、うふに考えるわけでございませうが、ただ、改めて特に国が保存費用について助成をするかどうかは大変むずかしい問題かと思ひますが、改めまして申し上げますのは、現在、多少十分でございませうけれども一応そういうものも含めまして助成

をしていくわけでございまして、いま改めて保存費用を国が助成するというふうなことにございませうが、私どもとしてはむずかしいことであるといふふうに考えておるわけでございませう。

○浜本万三君 結局こういう資料というのは、来診者の場合には、診察の際に個人別のホルダーが当所の医師に供覧をされる。当所というのはその広島の健診をしておる場所でございますが、当所の医師はこれによつて過去の検査成績や健康歴というものを御覧になって、当日の検査成績とあわせて受診被害者に対して適切な健康管理や健康指導を行うことになる、こう思ひます。

したがしまして、その整理、保存ということ是非常に大切なものになつておるわけなんです。現在、広島は原対協の収納のスペースというものが非常に狭くて、収納しきれないような状態になつておるようございませう。そこで将来、被害者のために必要な資料とするならば、これを磁気テープに収録をいたしまして保存し、みんながこれを被害者のために活用できるという体制を確立することが必要ではないかと思ひます。

現在、原対協では心電図だけは磁気テープにとつておられるらしいのでございませうが、他のものはすべてファイルにとつて保管をしておるという状態でございます。どうしても磁気テープにとるような措置を講じたい。そのために国の助成というものを必要としておるわけなんです。再度これはぜひひとつ善処してもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 私が申し上げるのは、まことにあれなんでございませうけれども、原対協の方にはいろいろな施設整備としてお年玉等からもそういうふうなことをやっております。いま特に国の方からマイクロフィルム化についての助成措置をやるというふうには私どもとしては考えておらないわけでございませう。

○浜本万三君 お年玉その他でやつておると言われるんですが、それも一つの方法だろうと思ひますが、いずれにしても、そういう要望に対して

して前向きに取り組むように考え方を改めたいと思ひますが、これは大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 十分慎重に検討させていただきます。前向きで進めていくような方法をとつてまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 それではその次に、健康管理手当ての認定制度の変更ということが最近の新聞で発表されておるわけなんでございませうが、公平認定のために審査委員会をつくる、これは申請の多い都道府県に設置したいということが新聞に載つておつたのを拝見したわけなんです。現在、健康管理手当ての認定状況はどうなつておるのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 現在、全国で十四万七千七百三十人というふうになつておるわけでございませう。

○浜本万三君 この中で都道府県にアンバランスがあるということではないかと思ひます。ございませうが、特に認定の多い都道府県、認定の少ない都道府県というものをできれば例示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 徳島県の九一・八%、長崎県の五七・一%、少ないところでは宮崎県の七・五%、岐阜県の八・八%、このようにパーセントに非常な格差がございませう。

○浜本万三君 これは、認定を却下した理由などは詳しく厚生省に來ておるんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) これは各県当局にお任せしております。厚生省まで上がつておるんです。

○浜本万三君 認定率のいいところ、悪いところ、それはどう理由かという点について、厚生省で判断をされるとういふことになりませうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 申請に對しまして、よほどの例外的な問題というものは、私どもとしては非常に少ないのではなからうか。大体全国同じような割合でされているのではなからうかというふうにご覧にしているわけでございませう。この一番の大

きい原因は、何といひましても申請数のアンバランスが一番大きい問題でございます。

○浜本万三君　そうすると、委員会をおつくりになる都道府県というのは、具体的に言いますとどこになりますか。

○政府委員(大谷藤郎君)　実はまだ決めておりませんのですが、私どもとしては、認定件数の非常に多い県につきましてこれを設けたいというふうに考えているわけでございます。

○浜本万三君　新聞によりますと、申請件数の多い広島、長崎、山口、大阪などの各府県に委員会を設けて申請のチェックに踏み切ったと書いてあるのですが、そういう都道府県ですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　いま先生がおっしゃいましたような大体そういう府県を考えているわけでございます。

○浜本万三君　そうしますと、委員会の構成などはどのようにお考えですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　健康管理手当の申請を十分手落ちなく、偏らない判断での認定について実効を期するために、特に数の多い県につきまして専門委員会を設けるということでございますけれども、この方には多年の経験を有する専門医師というものをできるだけ選んで、知事からこれを指定するという形でやりたいというふうに思っております。

○浜本万三君　何名ぐらいですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　大体三名ないし四名程度の専門医をお願いしようということになっております。

○浜本万三君　八条の認定の場合にも過去いろいろ問題がございまして、たとえば認定の資料を公表しろということにつきまして、厚生省もいままで渋ってこれたわけなんです、この場合には認定の資料というものは公表されるわけですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　先生のお話は、個人の資料の問題かと思えますけれども、それにつきましては発表いたしません。

○浜本万三君　私もちょっと心配しますのは、認

定の枠を狭めるのではないかとこの心配が一つございまして。認定患者の認定につきまして過去そういう批判があつたわけなんです。健康でございまして、健康管理手当におきましても、三名ないし四名の医師によって合議をするということになってまいりますと、従来よりも認定の枠が狭まってくるのではないかと、被爆者の皆さんから言えば御不満だらうというように思われます。そこで私どもは、公正な認定をしておるんだというためにこの資料を公表するということを前々からお願いをしていたところなんです。そういう心配はございせんか。

○政府委員(大谷藤郎君)　できるだけそういうことのないよう指導してまいりたいというふうに考えます。

○浜本万三君　認定の枠を狭めないようにひとつ配慮をしてもらいたいということ。

それからもう一つは、先ほど厚生大臣からもお話がございましたように、基本懇の答申によつて国家補償による援護法が制定できるのではないかと、ある意味では被爆者に希望を持っていたにいたるような状況の中で、健康管理手当でまたこういうふうな認定制度をつくつて認定をおやりになるということになりますと、大変不信心感が出るのではないかと、従来に思ひますので、私といたしましては、従来の枠を狭めないように公正に、被爆者の立場をよく尊重していただいて認定をしていただくようお願いをしたいと思ひますが、再度ひとつそれに対する考え方を述べてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君)　できるだけ先生の御趣旨の意を体して指導をしてまいりたいというふうな考えです。

○浜本万三君　もう時間がないので、次は放影研の移転に関する問題につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

情報をお願いすると、最近、広島にある放影研につきまして長崎の放影研につきましても、それ理由の違いは違ひますが、その位置を変わら

なきやならぬ、こういう事情ができておるようでございます。それで広島の場合には、特に政令都市に四月一日から移行いたしましたので、その公園整備計画の一環といたしまして、放影研が移転を余儀なくされておるわけでございます。広島市の計画をしております公園整備計画によりまして、第一期が昭和五十五年分から昭和五十六年度、それから第二期計画は昭和五十六年度から五十七年度、つまり五十六年から七十年にわたつていろいろな事業が計画をされておるわけでございます。こゝとはもうすでに五十五年でございまして、五十七年ということになってまいりますと、早急にこの計画に対応した措置を講じなきやならぬというように思ひますが、この点についてはどのような条件を把握されて、そうしてどういふふうにされようとしておるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君)　まだ正式に地元の間で話が煮詰まつてこちらへ要望が上がつてきていない段階ではございせんが、このような要望に對しましては、これは十分検討する必要があるというふうな考えております。

○浜本万三君　昭和五十五年三月十日付で広島市の議会が議長に出した意見書等によりまして、早急に立ち退いていただくように書かれておるわけなんです。ございせんが、そういう意見書の内容でありますとかというものは承知されておりますか。

○政府委員(大谷藤郎君)　市議会からの要望につきましては承知いたしております。

○浜本万三君　それでいま放影研と厚生省の間ではどのような御相認をなさつていらつしやるわけですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　まだ放影研との間では具体的な話し合ひは行つておりません。

○浜本万三君　放影研はどのように対処しようとしておるわけですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　放影研の方でも市議会がそういう要望については承知いたしておるようでございますけれども、まだ放影研としての姿

勢を固めて厚生省の方に相認に来るといふ段階にはなつておらないということでございます。

○浜本万三君　放影研の事務責任者等に話を伺ひましても、放影研自体としてはいろいろな考え方を持つておるけれども、何しろお金を持つていないんだ、したがつて軽々に発言ができませんんだということをおっしゃるんです。これは事実だらうと思ふんですが、そうすると財布のひもを握つておられる厚生省の方が積極的に放影研の姿勢を発表できるような援助をしなければならぬと思ふんですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(大谷藤郎君)　この問題につきまして地元の正式の要望を待ちまして検討いたしたい、かように考えます。

○浜本万三君　地元の要望といひましても、さつき言ひましたようなことでみんな意見を言うべきものが言えないという事情なんです。厚生省の方で積極的に意見が言えるような体制をつくつてやつてもらいたいというふうに思ひます。それで広島の場合には、長崎も同じことなんです。調査研究の場所とそれから治療をするところ、そういうものはやつぱり一元一体化の運営をすべきだといふ在来の考え方を私は持っているわけなんです。そうすると、広島の場合にもせつかく放影研が移転をしなければならぬということになってまいりますと、そういう考え方に沿うようなところに移転をさせる必要があるのではないかと思ひております。

たとえば、広島の場合には旧原爆病棟というのがいまあいておまして、そこを改築すればそういう考え方が実現できない状態でもないというように思ひております。一元一体化ということはずでに幾たびかの参議院の附帯決議の中にも衆議院の附帯決議でも述べられておりますし、この際そういう点を考えながら、五十六年度ではこういう問題に対処するために調査費等をつけるというふうなことをしてもらいたいと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(大谷藤郎君)　先生御指摘のように、

放影研が研究、診療機関等との連携を図って事業を進めていくというのは大変重要なことであると考へます。ただ移転の問題につきましては、私どもとしてもいま申し上げるだけの情報を持ち合わせておりませんので、できるだけ地元の方と連絡をとりましてこの問題に対処していきたいというふうに考へる次第でございます。

○浜本万三君 それから長崎の方は、これは国道三十一号線の拡幅の問題に関連することでございますから、広島放影研よりもより話は進んでおるんじゃないかと思いますが、どうなつておるでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 長崎の方ににつきましてはいろいろ案がございまして、事務的に向こうの方でいろいろ進めておるわけでございまして、もう少し事態が煮詰まつてから私どもの方に話をするというふうな聞いておるわけでございまして。

○浜本万三君 こも時間がないので、簡単に私の意見だけを言つて厚生省の方の見解を承りたいんですが、この場合もなかなか家主さんとそれからたな子の放影研、あるいは地元との組合と意見が合わないようには聞いております。

それで、二つのことを厚生省の方に特に指摘いたしまして考へてもらいたいと思うんですが、一つは、もうたな子の考へ方はやめまして放影研で独立の家屋を建てたらどうかということです。たとえば、現在家主の方が言つてきております家賃を、現在の一千万円に対して約五倍の五千万を言つてきておるようでございまして。五千万の家賃を一ヶ月出すということになりますと、これは建てかえた方がいいんじゃないかという考へ方も出るわけでございまして。

それからもう一つは、移転を予定されておる地区というものが町の中心地からいへば外れておりますので、むしろ今建てられるところは原爆病院の一角に建設されたらどうかという考へ方を持つておるわけですか。これは大体原爆病院が二千七百坪ほどあるようでございまして、しかも地形を伺いますと三百坪ほどの用地は十分可能であると

いうふうな考へられますので、一元一体化の考へ方を実現するためにこの際、原爆病院の敷地内に放影研を移転し建物も新しく別に建てるという考へ方で進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 現在この問題は、先生は家主とたな子とおっしゃいましたが、非常にいろいろ微妙な問題も錯綜いたしておりますし、先生のお話はお伺いいたしておきまして、私どもとしても現地からの相談に乗つていきたいというふうに考へます。

○浜本万三君 大臣にここで私の方から希望を申し上げてお答えをいただきたいと思うんですが、さつき申しましたように、放影研は広島の方は記念事業としての公園整備にひつかかりまして、それから長崎の方も道路の拡幅にひつかかつておるわけでございまして。しかも、これは早急に問題の解決をしなければならぬという時期に来ておりますので、放影研が本当に計画を立てて他と折衝ができるようなそういう厚生省の援助をしてもらいたいと思うんですが、放影研の担当者をお呼びいただきまして、真剣に相談に乗つてもらひまして話を具体的に進めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 放影研と治療機関とが一元一体化の立場に立つて十分連携をとることは、大変御指摘のように重要な問題であると思ひます。しかし、広島、長崎それぞれ具体的な問題につきましましては放影研等の意見を十分尊重しながら、前向きにこれをどうしていくことが機能的にいいのかということについて十分検討させていただきますかと思ひます。

○浜本万三君 十分検討をいただきまして、関係者が不安のないように対処していただきたいということを重ねてお願い申し上げます。それから、時間があと五分しかないのもう一つだけお尋ねをしたいと思ひますのは、広島原爆被爆者特別養護ホームというのがございまして、これが非常に手狭になつておるわけでござい

ます。昨年長崎も百床ほどふやされたようでございまして、広島の場合にも長崎の被爆者と比べますと相当人員も多いようでございまして、この際、県、市の方から厚生省の方に用地を決めましてお願いに参りました場合には、五十六年度で積極的にそれが実現できるようにお力添えをいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) まだ私もその話は聞いておりませんが、県、市から具体的な要望が出されました時点におきましてこれは検討してまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 ちょっと実態だけ申し上げておきますと、広島の場合には特別養護ホームに入りたといつて待機しておられる方が非常に多いわけなんです。手元に来ております資料だけを見ますと、原爆養護ホーム、老人ホームを加まして在宅待機者が七十一名おられます。それから他の養護ホームを加えますと二百七名ほどおられるわけでございまして、非常に養護ホームに入りたといつて待機しておる人が多いということ。しかも、待機をされておる待機期間というのが非常に長うございまして、たとえば特別養護ホームの場合には平均いたしまして三百九十九日、約一年間待たなきゃならぬというふうな状態でございます。したがひまして、広島の特養の整備は急がなければならぬというふうな思ひますので、特にこれは大臣の方からそういう趣旨におこたえいただく答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 局長からお答え申し上げます。広島原爆養護ホームの増床について県なり市から御要望がございましたならば、十分検討させていただきます。その実現に努力をいたしたいと思ひます。

○片山基市君 私は、本法案審議に当たりまして、各般にわたる質疑については浜本議員から詳細に述べられておりますので重複を避けて、特に原爆被爆者と共通する問題として原子力発電による放射能被曝の現状を明らかにするとともに、原爆による放射線被爆者対策が過去の問題ではな

く、今日ではより一層深刻な課題となつておるというところについてたゞだしていきたくと思ひます。そこで、先ほど大臣からお話がありましたように、原爆被爆者援護法は国家補償の精神に基づく援護対策、すなわち原爆被爆者援護法制定が今日重要な課題になつておるということで、第八十四国会においては当時の小沢大臣、昨年の第八十七国会では橋本大臣がそれぞれ必要性を述べられております。特に昨年の五月の二十二日に本委員会において橋本厚生大臣から、今日までかたくなとも言へるほどに国家補償に門戸を閉ざしてきたが、最高裁の孫振斗さんの判決あるいは制度審の意見などを踏まえ、この際原爆被爆者対策の基本理念を問い直してみたい、との積極的なお話があり、当然のことでございますけれども、今日までの政府の姿勢からいへば思い切つて一歩踏み出した発言として評価しておる。このような立場で、政府が約束をいたしました、一年以内に速やかな時期にということで附帯決議をつけた問題について

は、先ほど大臣から御答弁がありました。特に七人委員会の関係もございまして、これを踏まえて原爆被爆者の期待にこたえてもらひたいと思ひます。特に私は後の質問に関係しますから、引き続き質疑をしておきたいと思ひます。

去る三月二十五日の本委員会、公明、共産、民社、二院クラブ及び参議院クラブの御同意を得て戦時災害援護法の制定を共同提案いたしました立場から、今日までは単に原爆被爆者のその特殊性のみの対策を講じてきたのでありますけれども、戦争によるところの被害者は戦時災害援護法で明らかとなつて、空襲による人たちに對しても手厚い対策が必要だということについてはここで繰り返しません。特につけ加えておきます。

今日、最近の国際情勢からとりわけエネルギー確保について皮相的な受けとめをして、省エネルギーにかさねくば物理的な手段で確保する、すなわち相手からむしり取つてくる、言葉を強めて言えば武力侵略さえも正当化しかねないような動きがあります。厚子力発電による使用済み燃料、

すなわち核燃料の再処理の副産物プルトニウムのよう、加工の工夫さえすれば原爆製造が可能でありますから、無神経に原発を受けとめられては大変であります。私たちは、過去の戦争の残骸が今日まで及んでいることを先ほどから浜本委員からお話をいただいています。

そういう意味で、特に国との関係のあるものについては、戦争の被害者については血税で何らかの補償がされておりますけれども、しかし空襲等によって死傷したものに對しては国は何の責任も感じておりません。そういう関係で戦時災害者、とりわけ原爆被害者の人々が老齢化したという立場からもう待てないということで、何としてもこの問題を解決してもらいたい。ところが、七人委員会は御承知のように全員出席という制約がありまして同時に、著名な方々でありますから日時が十分とれないのではないかと。そういうことで先ほどからのお話によりますならば、近いうちに答申をいただくように二回も督促をしたものであります。私たちが速やかに結論を出していただくように大臣の一層の努力をまずお答えを願いたい。

二つ、まず答弁を願いたいと思います。

○片山基市君 私は、第二の原爆として原子力発電の被爆問題がこれから起こるとすると憂慮をする立場から、原爆被害者援護法の制定をお願いしながらも、これから先ほど申しました原爆についての質問に移りたいと思います。

原爆とは、すなわち原子力発電による放射線の被爆者をなくする、その前提に立つ原子力発電があり得るのかどうかという立場でありますから、お答えを願いたい。

第八十七国会における本委員会において、私の質問に橋本厚生大臣はこう答えられました。わが国のエネルギー政策に原子力が大きなウエートを占めざるを得ない条件があることを十分承知しております。その場合でも最大限の安全対策は考えていかなければならない、と答えておられますが、大臣の現状認識はどうでありましょうか。いま安全について十分に考えたいとおっしゃっています。ところが原発周辺の労働者あるいは地域住民に對して特別の配慮を払うべき事態はいまないのであるか、お答えを願いたいと思うんです。

○国務大臣(野呂恭一君) 原爆被害者対策につきましては、大変私は大事な問題であるということはあるけれども、いままでのいろいろな機関におきます御指摘等もございまして、昨年から基本問題懇談会において鋭意検討が進められておりますことは御指摘のとおりでございます。なるべく早くその結論を得て、この基本懇談会のお考えを十分尊重しながら被害者の援護対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほど申し上げましたとおり、原発の安全性ということは大変大事な問題でございまして、特にエネルギーの少ない日本におきまして、代替エネルギーの開発ということで原発というものの大きな位置づけがあるわけでございますが、しかしその前提条件におきましては何と申ししても、安全性を確保するということとは最大の課題であると考えているわけでございまして、そういう点につきまして厚生省といいたしまして十分配慮をなされるべきであり、科学技術庁などにおきましてもこの確保の問題については御検討いただいているわけでありまして、厚生省としても十分配慮しながらいろいろな意見を交換し、その安全性確保に努めてまいりたい。これは政府一体となつて問題を究明してまいらなければならないものだ、かように考えているわけでございまして。

なお、原発の問題につきましては、その安全性について十分配慮しなきゃならぬことは言うまでもないわけでございまして。これは科学技術庁の方において十分努力を願っておるわけでございまして。私どもはこの関連の上に立ちましても、原爆被害者に對しての対策が過ちなきよう期してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○片山基市君 大臣は安全を大切にしていきたい

と言われました。そこで、放射線の管理は今日まで、たとえばレントゲンでも放射線治療でも人体の影響を十分に配慮されてきたはずでございますが、最近で報道されましたものを見ると、四月三十日、名古屋の名鉄病院と周辺住民との間で、立入調査も含めた放射能公害防止協定が結ばれたと聞いておりますが、その内容はどのようなものかというところが一つであります。

しかしその一方で去る三月九日の報道に見ますと、日立造船系列の日立造船非破壊検査株式会社においてずさんな放射線管理が摘発されている。同社の社長は初歩的なミスだったと言っておりまして、スリーマイル島原発の事故の原因を、原子力安全委員会などでは職員の単純ミスで済まそうとしていたように同じく、それほどに管理者の立場にある者が安易に扱われてきたのかというこの結論だと考えられます。

通産省や科学技術庁は、常に事業とか採算とかコストとか、あるいは人間否定の合理化とか技術開発にしか頭が働かないのがあたりまえであります。彼らが人間を大事にしようと思っていないことは事実である。そういう者に何を言ってもむだであります。厚生省や労働省はそうでない。人間の命を大事にしよう、労働者に雇用を与えようとするときの安全労働を第一に考える。こういうことで労働省とか厚生省というのは最もわが国における省庁の中でも人間尊重の省だと思えます。そういう立場からいま指摘した二つの例などを見ても、環境衛生や労働安全についてどのようにお考えになつておられるのか。

事実、真に国民に受け入れられる安全なものなら、原子力発電というようなものは都心の近いところに火力発電をつくつたりガス施設をつくるようにやつてもらつたらどうか。遠い田舎へまで持つていくのはなぜなのか。前にも聞いたんですが、人のおらないところへ行つてこつそりややつておるが、あれはやはり危険ではないのか。こういうことに落ちつくのであります。

○説明員(林部弘君) 二つ目の日立造船非破壊検査株式会社大阪事業所の事故でございますが、この事故に關しましては、昨年の五月に事故を起こしておりますので、それが本年の三月に再び事故を起こしたという事例でございます。

昨年の五月に発生をいたしました被爆事故につきましては、所轄の監督署の方で災害調査を行ひまして、その段階で判明いたしましたことは、ガンマー線照射装置の取り扱い、つまり操作上のミス、それから管理上の不備に基づくものでございまして、この件につきましては改善の指示をいたしておつたところでございまして。それが今年の三月に再び同じように被爆管理措置が必ずしも十分でなかつたと考えられるような事件を起こしたわけでございまして、私どもいたしましては、電離放射線障害防止規則に基づいて厳しい措置をとるということだけが必ずしも万全の措置と考えるわけではございませんけれども、きわめて基本的な操作上の注意を怠つて再々そのような事故を起こしたということでございますので、そういったことの重大性というものを十分認識をしていただくという意味で厳しい措置をとる必要があるのではないかということで、送検の可能性ということについて現在、そのような方向で検討いたしておりますという段階でございます。

○説明員(辻榮一君) 日立造船非破壊検査株式会

社の関係につきまして、私から科学技術庁のとりました措置について御説明申し上げます。

同事故につきましては、先ほど労働省の方から御説明のあったとおりでございますが、科学技術庁といたしましてはこれにつきまして非常に重要な放射線障害防止法の違反があるということを認めまして、実は同所につきましては、事故の起こりました三月四日以降自主的に事業の停止をしていったわけでございますが、四月二十四日付でさらに十五日間の使用の停止を命ずるという行政処分をいたしました。

なお、このほか一般にR-I事業所の安全規制につきましてはさらに一層の強化を図るという趣旨から、今国会に放射線障害防止法の一部改正を御提案いたしまして先般採決いただいたところでございまして、R-I事業所の安全規制についてはこれに基づきましてさらに一層の努力を続けていきたいと考えております。

○片山基市君 私はいま申しましたように、社長が申し上げることは単純な初歩的なミスであるというふうな言い方をします。管理が行き届かない、初歩的なミスだということを言われましても、放射線の問題でありますからそういうことは許されることではない、こういうふうに私の見解を述べておきます。従業員というのはやっぱり監督する立場が問題、態度が問題だろう。初歩的だろうとなんだらうと間違いは間違いない。言いわけはやめた方がいいと思います。

そこで私は、環境衛生、安全労働の両面から今後ますます放射能による重大な課題が提起されていると思うので、この際、関係者の真剣な対策を求めたいのです。大体、人間が自然放射能以上に被曝した場合、いかに許容範囲を設定しようとも放射線量を蓄積するという問題を考えれば、何らかの影響を受けるという大原則を否定できるかどうか、前提をつけずに一言お答え願いたいんです。○説明員(辻榮一君) 放射線の被曝と人体への影響の関係についてでございますが、この点につきましては、放射線医学の国際的権威で構成されて

おりますところの国際放射線防護委員会、われわれはこれをICRPと約称しておりますが、ここがいろいろな勧告を出しております。一九七七年に出しましたパブリケーション26という勧告におきまして放射線による人体への影響を二つに分類しております。すなわち白内障、皮膚紅斑、脱毛等のいわゆる非確率的影響と、白血病、乳がん、遺伝的影響等の確率的影響の二つに区分していろいろ検討をしているわけでございます。

そのうち、いま問題とされておりますのは非確率的な影響についてでございますが、この影響の発現する最低の線量、すなわち閾値というものについてでございますが、これは非確率的な影響の部分につきましては一応存在するというところで、その影響の程度は線量の増加とともに重くなるということがはつきりしております。たとえば白内障では千五百レム以上で発症するというようなことが言われておるわけでございます。しかしながら、白血病であるとか遺伝的影響などのような確率的な影響につきましては、現在のところ線量と発生頻度との間にいわゆる閾値、それ以下では障害が発生しないような低い線量値というものが実際にあるかどうかということは明らかにはなっていないところでございます。

これにつきましては、ICRPにおきましては放射線被曝の影響について閾値があるかないかわからないのだけれども、考え方としては安全サイドに立った前提ということで閾値が存在するという仮定を置きまして、従来から放射線利用の経験及び放射線被曝の影響等の研究等の知見に基づきまして、放射線障害発生リスクを社会的に容認できるレベルに抑える必要があるという基本的な考え方です。諸般の安全基準の勧告をいたしておるわけでございまして、わが国の放射線安全被曝管理の基準は、このICRPの定められた許容被曝線量を用いて実施しているというのが現状でございます。

○片山基市君 私が聞いたのは、自然放射能以上に被曝した場合、何らかの影響を受けるという原

則に立っておるかということを知りたいのでありますが、許容量なら何とかがいけるという話になっておるようでありますが、納得できません。前提をつけてそういうことを否定しようとしたとしても、私はすでに本委員会における質疑で厚生省医務局長から、放射能は医学的見地から可能な限り自然放射能に近い数値に被曝量を引き下げていくことが最もよい、と明快に答えていただいております。そういう意味で放射線被曝の許容線量などというもので不自然な環境を固定化することがときは、命の尊厳や人間の未来を否定する行為であると思います。

そこで、許容線量の問題点は改めて意見を述べるといたしまして、まず原発労働者の被曝データのこと数年の傾向はどうなっているか、御説明願いたい。

○説明員(向準一郎君) わが国の原子力発電所におきまして放射線従事者の総数でございますが、昭和五十一年度約二万人でございます。昭和五十二年度が約二万五千人、それから昭和五十三年度が約三万四千人でございまして、これらの従事者の総被曝線量につきましては五十一年度が約六千二百レム、それから昭和五十二年度が約八千二百レム、昭和五十三年度が約一万三千レムというふうになっております。

○片山基市君 私の手元の資料によると、総被曝線量が急激にふえておるというように見られます。その理由は何だろうかというところ、原子炉の基数がふえたとか従事する労働者の数がふえたなどということでは済まされないと思います。

一九七〇年度に五百六十一人レムであった総被曝線量が七八年度では一万三千二百一人レムというところであります。このままでいけば八〇年代前半で十万人レムということになるであろうと思えます。八〇年代で十万人レムを超えたとすれば、専門家の言葉をかりて言いますと放射線障害増加の危険を予言しているものと思えます。被害者総数がふえているということ、高線量被曝を単に計数的に薄める意味であつては、被曝者を一層拡散

していることではないのか。個人当たりの平均線量も七年度の〇・三二レムが七八年度では〇・三九レムと増加しているのではありませんか。このデータを見てどう思われますか。労働省として労働安全の観点からどうとらえるか、お聞きいたします。

○説明員(林部弘君) 私どもの立場といたしましては、先ほど申し上げましたが、電離放射線障害防止規則に基づいて事業場に対して監督指導している立場でございますが、先ほど先生のおっしゃいましたような、大変御不満かと思えますが、一応許容される限度というものを設けて、その限度の中に被曝線量をおさめてもらう。そして、それはぎりぎりいっぱいまでかぶつてもいいという考え方はございまして、許容限度の中でできるだけ放射線作業の作業の方法等を工夫するというところによって、被曝線量の低減化を図るという方向で監督指導してきているわけでございます。その限度といたしましては、すでに先生御承知のように、国際放射線防護委員会の勧告を基礎といたしました年五レム、三カ月三レムというものを一つのガイドラインといたしまして監督指導をしているという現状でございます。

○片山基市君 実はいま労働省が、年間五レムという範囲ならば安全だとおっしゃっている。後日悔いを残さないように私が警告しておることにについて覚えてほしい。何回も言いますけれども、放射能は蓄積するものであるということですから大変厳しいことだと思えます。そのぐらいのことをしても大したことはないと思つていらっしゃるようですが、アメリカの原子力規制委員会——NRCの公表データによると、総被曝線量がスリーマイル島の原発事故でも三千三百人レムだと言つています。一年間とはいえず、東京電力福島第一原発では八千四百七十七人レムであります。事故でもない、いわゆる定期点検での被曝であることを考えると、あの事故が一年に二回以上起こっているという単純計算が成り立ちます。それに福島第一は七七年

度で三千二百三十人レムであったことから、一年間に二・六倍の被曝線量の増となっております。これを異常と言わないでおけましようか、どうでしょう。

この職場の下請労働者の個人当たりの年間平均被曝線量は〇・七四レムです。非職業人の許容線量の〇・五レムを大幅に上回っております。許容線量までは安全だという論拠に問題があるのに、それを超えた職場環境にある人々をデータの上的ことだということで見逃すことは絶対できない。人道問題だと思います。

資源エネルギー庁などでは、三カ月三レムという許容量——炉のうちの作業では一日千ミリ、炉の外では三百ミリレム——がありますが、これを超えていなければ安全だと言っておるそうですが、原研や動燃などの研究者や専門家の多い施設では年間で一・五レム以上の被曝者は一人もいない、これは七八年度科学技術庁の統計によりますが、このこととあります。たとえば東海村の原研では、平均線量は一人当たり〇・〇四レムであることと比較してどうお考えですか。いま申しましたのは東京電力福島第一原発でこれだけのことがあるんですが、原研とか動燃とか、あるいはその専門家のところ、東海村の原研等では非常に軽いです。なぜでしょう。

○説明員(向井 一郎君) いま先生から御指摘ございました福島第一原子力発電所の被曝線量の件でございますが、原子力発電所を定期検査をやる際に、いろいろ補修改良工事を実施いたすわけでございします。それで福島原発所につきましては、先生御承知のとおり、応力腐食割れ工事ということとをこころ、三年やっております。これはいろいろな発電所でそういうような事象が見つけられましたので、予防的措置ということで配管等の取りかえをやっておるわけでございします。こういうような大々的な補修工事がなされておることによりまして放射線の従事者の数がふえておりますし、総線量もふえておるわけでございします。これはこころ、三年の工事でこの工事は終わるわけ

でございますので、通常の定期検査の工事というふうになるわけでございします。そういうことで多くなっているわけでございします。こういうような補修工事をいたします。

それから今回、給水スパージャーの取りかえというところで炉内工事もございします。そういうことで高い線量、特に計画被曝線量でいま先生お話がございましたように、一日千ミリレムというような計画被曝線量も使って炉内の工事をやっておるわけでございします。われわれといたしましては放射線従事者の被曝線量を可能な限り低減するというところで電気事業者をいろいろ指導はしております。

〔理事浜本万三君退席、委員長着席〕
それで、いま先生お話がございましたように、そういうふうな総線量は多くなつてはございします。が、一人一人の許容被曝線量というのは法律で定められたものを厳重に遵守しておるわけでございします。

○片山基市君 遵守しておって大丈夫だと言っておるのだから、後日、先ほど申しましたように原爆被爆者と同じような状態が、大臣、起こらなければよろしいございします。こんなものは十年なり十五年なり二十年たつてから起こるのであります。ペンジンと同じでありまして、ぼつぼつ悪くなるんです。一遍には悪くならない。皆さんがもう死んでしまつてから後で騒ぐのでありますから、皆さんが生きておる間に起こらぬかもわからないんです。こういうような素人だまし、われわれのような者は余り科学的な知識がないから、いろいろとむずかしいことを言われるとそうかなと思う。こころはそれでよろしいけれども、しかし、私の後ろには学者がおりますから、帰ってからあなたの方が本当のことを言っておるのかどうかわかるんです。——わかりますか。これは私が調べておるのと違うんです。学者の諸君と研究して聞いておるだけのことであつて、それでときどき私も質問が詰まつておるわけです。それでいまお聞きしておきましよう。

そこで、データによりまして、被曝者数の内訳を見ると、下請労働者が圧倒的に多い。原発や元請企業は労働協約上被曝のリスクの高い職場における保護が十分になされておりますとすれば、たとえば東京電力、東芝では一日三百ミリが許容限度であり、それ以上のところにはその職場へ入らないということになります。定期検査では先ほど申しますように定格線量で一日炉内で千ミリレムを受けることができる。初めからそれでは東京電力とか東芝という職員はエリートで、入らずに、仕事しないで、それでけがをするような危いところについては下請にやらしておる、こういうような考えに立つておると思う。鬼畜という、鬼とか畜生とかいう言葉がありますが、非常にけしからぬと思います。安全労働確保は結局発注者の責任である、こういう意味で、労働行政としては先ほど言うように安全だとおっしゃつておるようでありますが、保護対策をどういうふうにとられるのか、いま申し上げたところのデータは全く私が見ておつて納得できるものでないので、真剣な対応をしようとしておるのかどうか、これはひとつ明確にお答えを願いたいと思います。

○説明員(林部弘君) いま先生の御指摘のございましたような協約があるという話は私も聞いておらないわけでございします。電力会社によりましては、原子炉施設の保安でございしますと点検でございしますとといったような通常の作業につきまして、被曝管理上の目標値というものを三百ミリレム、これは多分一週間か八日間ぐらいの数字じゃないかと思うわけでございします。こういうことと定めておるという例があるというふうなことは、いろいろな保安規程にそういう例があるというふうなことを承知いたしておりますので、そういうような一つの目安というものをもちになつておるというふうには理解をいたしております。

ただ、こういった作業と申しますのは通常の放射線作業というふうには考えられるわけでございしますが、すでに先ほど先生御指摘のように、だんだん原子炉ができて年限がたつてまいります

と、いろいろと定期検査でありますとかあるいは改修工事といったようなものも必要になってくると思ひます。そういった定期検査時等におきましては、原子炉施設の補修とか改造のために特殊な工事を行う必要があるという場合が出てくるということが容易に想像できるわけでございまして、そういう特殊な工事を請け負う立場の事業場あるいは事業者というものが存在するわけでございします。

そういう場合に、そういったどちらかと言えば被曝線量が大きくなる可能性のあります労働者に対しては、どうしても通常作業の被曝管理目標値を超えるような被曝が起る作業というものが含まれる可能性があるわけでございします。そういうことにつきましては極力先ほど申しました年五レム、三カ月三レムを守ればよいということだけではなくて、できるだけ作業方法等に工夫をしていただかしまして被曝線量の低減を図る、また短期間の労使間の契約で転々と職場を変えま

す労働者の場合にはできるだけ通常の蓄積線量というものを正確に把握して、過剰な線量をこうむらないようにするといったような点について指導いたしております。
また、先ほど請負関係の事業の問題につきましては、私どもの立場といたしましては安全衛生法の中でできるだけいろいろな管理能力、処理能力の大きい大手の事業主に對しましては、元方事業者としての責任をできるだけ果たしていただく、そういうことによつて零細で管理能力の不十分な事業者あるいはその事業者の属する労働者の被曝管理あるいは作業管理等につきましては、定期検査等の時期に監督を行ひまして必要な指導、指示を行うということ、できるだけ労働者のための安全衛生を担保してまいりたいというふうなことを考えているところでございします。
○片山基市君 それじゃ、福島第一原発のようなところはこころだけしかなく、ほかにはこういう例はいまない、こういうように答えられたことにな

○説明員(向準一郎君) 現在、稼働中の原子力発電所は二十一基ございますが、それがそれぞれ法令に基づきまして毎年一回定期検査をやるわけでございます。その定期検査の際にいま福島発電所でございますような補修改良工事と同様なものがございまして。そういうときにはやはり計画被曝線量等を百ミリとかあるいは二百ミリとか、あるいは五百ミリとかいう一日の線量を設定いたしまして作業を計画的に実施するということがございます。

○片山基市君 それじゃ、福島第一原発だけでないということはおわかりました。原発ジブシーという形で人買いが来てこういうことをやらしてあるということをよく聞きます。現実にはわかっていませんからそういうことのないように、先ほど監督をよく労働省はされておる、りっぱなことだ、口をたたいいますから、そのとおり口をたたいただけのことをやってもいい。後日だれが来てやったかわからぬような人がおったということのないように、名前もわかるし顔もわかるし、ちゃんと何時間やったかわかるし、追跡調査もできるようにしておくはずである。なければいまい言ったことはもうすぐから。答えは要りません。労働省というのは人の命を大事にするところですから、そうですね。ですからゆめゆめい言ったことについては忘れぬように、しっかりとやっておると言っただけから。しっかりとやってないと思っておるから質問しておるんです。

そこで、内部被曝についてのデータはどうなっておりますか。ないというのと、調査してないというのでは大きな違いがあります。ましてや健康上きわめて重要な意味を持つものがありますから、これだけ被曝の機会が増加して、ないということは一挙には信じがたい。どうなっておりますか。内部被曝についてのデータはござい

○説明員(向準一郎君) 原子力発電所の法令で定められております許容被曝線量におきましては、外部被曝と内部被曝とを加算しての基準でござ

います。それから従事者の呼吸する空気あるいは飲料水、飲用します水中の放射能濃度につきましてもそれぞれ許容濃度が定まっております。それで実際に原子力発電所で昭和五十三年度でございますが、全原子力発電所で延べ三万五千人の従事者が約十萬回のホール・ボデー・カウンタで内部被曝を測定しておりますが、有意な内部被曝の例はないというふうな報告を受けております。

○片山基市君 内部被曝を調査したデータはある、こういうことですね。イエス、ノー。

○説明員(向準一郎君) 有意な内部被曝の例がないという報告を受けております。

○片山基市君 調査したということですね。

○説明員(向準一郎君) 原子力発電所の被曝の実績というのは、法令に基づきましてわれわれは報告を受けることになっております。そういう中でそういうような有意な内部被曝はないという報告を受けておるわけでございます。

○片山基市君 私は、内部被曝と外部被曝を分けて内部被曝についてだけ聞いてみました。双方合算してということについては私は聞いておりませんから。内部被曝だけどうですかと聞いた。これについていまのところ内部被曝については憂慮すべきものはないということであるということ、内部被曝も調査をしたということになりますね。

○説明員(向準一郎君) 外部被曝と内部被曝を足しまして評価するわけでございますが、足しまして評価すべき有意な内部被曝がないという報告を受けております。

○片山基市君 わかりました。

それでは、七八年度労働者の被曝データによると、悪名の高い先ほど申しました福島第一原発の一号炉の一回だけで全国の総被曝線量の二六%。その時分は原子炉は十九基ございまして。このことは、総被曝線量が原発基数の増によるものという理由を否定しておるということではないか。そうして、沸騰水型原子炉での被曝が圧倒的に多いことは、構造上酸素濃度が高いため腐食性障害が起きやすいのは当然であると指摘されてお

りますが、そうすると定期点検による被曝が際立つて増加しておるということは、これらの原発の老朽化が一層進み深刻な状態に近づきつつある証拠ではないか。だから、下請労働者はもともとと被曝要員として確保されていくということになるんじゃないか。これからの危険性が増大しているのに、何の規制強化もしないままさらに被曝労働者がふえ続けることになるのではないだろうかと思えますが、これでよいでしょうか、お答え願いたいと思います。

○説明員(向準一郎君) BWR 沸騰水型では補修改造工事というので配管の応力腐食割れ工事というのが計画的に各発電所で行われておりますので、それによりまして改造工事によりまして被曝線量が二、三、三年ふえておるのは事実でございます。

それからPWR 加圧水型につきましても、やはり蒸気発生器の問題等いろいろな改造工事等がございまして、そういうような特殊工事はあ

るわけでございますが、炉型的にいいましてBWR全部一次系とつながっております。そういう意味で各配管のそういうような工事をいたします場合に被曝線量がふえるのは事実でございますが、しかし先ほどお答えいたしましたように、許容被曝線量を十分下回るように放射線被曝管理がなされておりますし、今後ともわれわれとしてそれが十分下回るように指導していきたいというふうな考えております。

○片山基市君 いま申し上げたように、福島の東電の第一原発だけで二六%を占めておるということについて憂慮すべきでないかと言ったけれども、それには答えなかったから答えは要りませんが、非常に憂慮します。一基だけで日本国じゅうの被曝線量の二六%、そういうのは大変だと思

下請労働者の被曝の予防や教育、訓練の実態はひどいものと聞いております。どの程度事前の教育、訓練がなされておるのか、被曝労働者すべてについて資料を示してもらいたい。聞いた話では、

一時間程度スライドを見て現場に入って仕事をなさるそうであるが、これらは、下請企業の責任よりも、危険作業を弱い立場に押しつけ、事業を押し進めようとする方向に問題があると思

○説明員(向準一郎君) 下請労働者の被曝につきましても教育でございますが、これは請負事業者が従事者を作業に従事させるときに、当該業務におきまして安全または衛生を確保するために管理区域入退域の手順とか、あるいは放射線被曝線量の測定器の取り扱い方法、あるいは各種防護具の使用の方法等について教育を行っております。それからまた、外部放射線や強い雰囲気におきます特殊な作業を実施させるときには、作業時間の短縮による被曝を低減させるという意味からモックアップ設備等による作業訓練を行っていると聞いております。

なお、電気事業者は請負事業者との請負契約の際に、仕様書におきまして原子力発電所の従事者に対する保安教育を義務づけるとともに、従事者として指定する場合、保安教育の受講条件として下請労働者に対する被曝管理の徹底を図っているところでございます。

○片山基市君 時間が来ましたが、質問をする事項がたくさんあるのですが、老朽化したたとえば福島第一原発などの耐用年数はどうなっておりますか、また廃炉になったときはどうするのか。

○説明員(西中真二郎君) ただいまのお尋ねでございますが、私も福島第一が老朽化したというふうには必ずしも考えておるわけではございませんけれども、大体原子力発電所の耐用年数は、現在考えておりますところでは二十五年とか三十年とかという程度は寿命があるのじゃないかというふうな考えておるわけでございますが、いずれにしましてもそういう意味で老朽化してまいりますれば、いずれ廃炉処分ということになるわけでございます。

廃炉措置もいろいろございまして、たとえば密

閉管理と申しまして、原子炉はそのままだにいたしまして、中をきれいに十分管理をするというふうな方式もございまして、あるいは完全に解体してしまおうというふうな方式もございまして、その中間的な方式もあるわけですが、いろいろそういう方式がございまして、それぞれ実態に応じましていずれかの方式をとっていくということになるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、まだ原子炉の寿命は日本の場合で申しますと、いま当面廃炉処分にするという原子炉が出てくるというふうには私ども考えていないわけでございますけれども、いずれ将来取り組まなくちゃいかぬ問題でございますので、現在いろいろ本件の重要性にかんがみまして長期的に検討を進めておるという段階でございます。

なお、廃炉にしましては、これまでのところほかのアメリカ等でございまして、原子力の先進各国におきまして小規模なものはございまして、その辺も十分勉強いたしまして、実際に日本の原子炉、日本の商業用原子炉の廃炉処分をいたすまでの段階に十分な勉強を続けて適切に対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○片山基市君 核燃料輸送時には、周辺の住民及び運搬経路の自治体に事前の了解を取りつけてやられておるのかどうか。これは原子力の平和利用の三原則から言いますと当然秘密にすべきでないと考えます。

もう一つは、政府は原子力発電を初め原子力産業に力を入れておりますけれども、今日のこのデータに接する限り、私は九〇年代には累積線量が百万レムに達することも予想されるという専門家の意見を本当だと考えます。そこで、一九九五年には日本政府として原発を七千八百万キロワット発電を目指しておる。現在二十一基で千四百九十五万二千キロワット発電するんですが、これらは大変大きな被曝線量を伴うものと思う。こ

ういうことで私は、労働安全あるいは環境保全という立場から、慎重に安全の問題からエネルギーについてソフトの面から検討を加えてもらいたいという立場で質問したいと思っております。いかがですか。

○説明員(辻榮一君) 最初の核燃料輸送の問題についてまず御説明させていただきます。

核燃料輸送には、新燃料輸送と使用済みの核燃料の輸送がございまして、これらにつきましては原子炉等規制法上、発送地を管轄する都道府県の公安委員会に事前に届け出ることが義務づけられておりまして、届け出を受けました都道府県公安委員会は、通過地及び目的地を管轄いたしますところの都道府県公安委員会に必要な連絡を行うという措置をとっております。

地方公共団体への連絡につきましては、まず使用済み燃料の輸送の場合は、原子力発電所あるいは再処理施設の立地する県及び関係市町村と原子力事業者との安全協定に基づきまして、立地県及び関係市町村に対して送り出し、または搬入に際して連絡がなされているというふうに承知いたしております。

次に、新燃料の輸送の場合は、加工業者からの送り出しの際の県及び市町村に対する連絡の有無、これは当該県及び市町村によって若干異なっておりますのでございまして、また原子力発電所への搬入時の県及び市町村に対する連絡の有無につきましても、原子力発電所の立地県によって異なっているというふうに承知しております。

○片山基市君 最後に、とりあえず総被曝線量を、一人当たり平均被曝線量を含めてございまして、五レムというのを半減させることについて検討願えないだろうか。学者の説によると大変厳しうそれぞれの意見がありますが、時間がございせんから、年間一ミリレムあるいはアメリカのICRPの内部被曝専門委員会座長モーガン氏から言えば、いまの五レムを半分にしたらどうだ、こういう提案もありますから、日本でも、やはりアメリカの言うことを何でもよく聞く日本ですか

ら、どうですか。

○説明員(辻榮一君) 先ほどから御説明をいたしているところでございますが、原子力施設の従業員及び一般公衆に対する許容被曝線量は、先ほど申し上げました国際放射線防護委員会の勧告に基づきまして、わが国の放射線審議会の審議を経まして法令で定めたものでございまして、原子炉設置者等に対してこの許容被曝線量を超えないように必要な設備の対策、放射線管理の実施を義務づけ、万全の安全規制を行っているところでございまして、ICRPが勧告しました許容被曝線量は、医学的データ、動物実験のデータ等を幅広く検討いたしまして、この線量以下であれば放射線被曝による身体的及び遺伝的障害のリスクが社会的に容認できるようなきわめて低いレベルの線量であるというところで勧告をされているわけでございます。したがって、この基準は国際的にも広くこれで行われているところでございまして、現在のところ安全規制としてはこの基準が妥当であると考えております。しかしながら政府といたしましては、従来から被曝線量以内でありまして、やはりできるだけ不必要な被曝は避けるということが必要であろうという認識を持っておりますのでございまして、そのように指導してきておるところでございまして、今後ともこの方針で事業者を指導してまいりたいという考え方を持っております。

○片山基市君 非常に時間を超過して済みません。厚生大臣にお伺いするんですが、私がいままで言ったのは、原爆被爆者援護法の制定を要求する立場から、再び原子力発電に関して放射能の被害が起らないようにするために万全の措置をとることがわれわれ政治に携わる者の責任だという立場です。そういう意味で、区々たるものは言いません、言うわけではありませんが、ひとつ大臣、私が申し上げた第二の原爆になるような原子力発電をつくらせない、むしろそれについては慎重に、私が言ったようにエネルギーのソフト化の問題を十分に検討してもらいたい、こういうことについて

て厚生省の人命を預かる立場からの一言御意見を賜って終わります。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほど申し上げましたとおり、原発におきます安全性の確保ということは大変大事な問題であることはいろいろ御議論したわけでございまして、政府一体となつてこの問題に対処いたしてまいりたいと考えます。

○委員長(久保亘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡部通子君 被爆者問題は毎年この委員会で議論をされておりますし、それからまた、今回は特に基本問題懇談会の答申を待つてという時期にございまして、大変質問としてはやりにくい時期にあるわけなのでございまして、多くの戦後処理の中で、私がいまさらここで申し上げるまでもなく、被爆者の問題ということは大変特質のある問題ですし、またその重要性というものはこれから未来の世界に対してますます増すばかりでございまして、この被爆者問題だけは国としても重々お考えをいただきたいということを前提とさせていただきます。先ほど申しましたように、きつと厚生省側の御答弁は、いま答申が出るまでということになると思っております。問題点だけを順次若干お尋ねいたします。

御承知のように、被爆者の問題につきましては今日三十五年を経たおきまして、原爆医療法、それから原爆特別措置法の二つの法律によって対策が進められてはまいりました。しかし、いまだに

関係の県や市あるいは団体等から援護制定の確立を訴えなければならないというこの背景を厚生省としてどうお考えですか、まずそれを伺っておきます。

○政府委員(大谷藤郎君) 先生御案内のように、原爆被爆者対策につきましては、被爆者が放射能を浴びられ健康上特別の配慮を必要とするという特殊事情に着目いたしまして、原爆医療法及び原爆特別措置法によりまして対策を推進しておるところでございますけれども、先ほどのお話のところでございまして、現在、被爆者対策の基本理念につきまして原爆被爆者対策基本問題懇談会で御検討いただいているわけでございまして、厚生省といたしましては本懇談会の結論を尊重いたしまして対処してまいりたいと考えている次第でございます。

○渡部通子君 現行の原爆二法は、御承知のように生存被爆者対策に限られておりますけれども、いままでもずっと議論が続けられておりましたように、これを死没者の遺族に対して何らかの対策も必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 現在この被爆者対策のいわゆる原爆二法によりましては、被爆者が原爆放射能の影響を受け健康上特別の状態に置かれていたということに着目いたしておりますので、このような事情にない被爆者の遺族の方々に對して遺族年金及び弔慰金を支給するということにつきましては、他の一般戦災死亡者との関係もありまして困難であるというふうに考えている次第でございます。

○渡部通子君 困難だとはつきりおっしゃいましたけれども、先ほどからそちらでもおっしゃっているように被爆者という立場、それは国家責任という重要度から考えてその点を御考慮いただきたいというのがここの意見であります。答申が出るまでということでしょうか、一応それにとどめておきます。

次に、諸手当について所得制限が行われていまずけれども、これも考え直す必要をお認めになり

ませんか。

○政府委員(大谷藤郎君) 諸手当につきまして所得制限の問題につきましては、過去におきましても、たとえば四十三年―四十七年度の七五%から現在の九六%というぐあいに支給制限の限度額というのをだんだん上げる努力を厚生省としては図ってきたところでございます。しかしながら、この所得制限の撤廃の問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、やはりこの制度の基本的なあり方に根本的には関係するわけでございまして、原爆被爆者対策基本問題懇談会の結論を待ちまして私たちとしてもこれに根本的に対処してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○渡部通子君 さらに、特別手当について生活保護の収入認定から外す御検討はなさいませんか。

○政府委員(山下眞臣君) 先生よく御承知のとおり、原爆の各種手当のおおむねのものは収入認定から外しておるわけでございますが、特別手当につきましても、御承知のとおりに額も相当でございまして、生活保護的な色彩が大変強いということで生活保護法上収入認定をいたしておるわけでございまして、しかしながら、特別手当の受給者、特に原爆の認定患者でございまして、一般の方々に比べましては交通費でありますとか保健薬の購入でありますとか、栄養補給だとか特別の事由があるということで、それに対応するために別途放射線障害者加算という加算制度を設けて対応いたしているわけでございます。五十四年八月からは認定患者につきまして二万六千円という加算、これは各種の加算の中でも最高の加算をいたしておるわけでございます。こういったことに対応をいたしてまいりたい。本日御審議いただきましてこの法案を成立させていただきましますと、今年度また八月からこの手当の額を引き上げることとに相なるわけでございます。そういう場合におきましては、被爆者の方が置かれております実態なりあるいは他の障害者加算の状況との均衡ということも考慮しながら、現行の放射線障害者加算

の額の改善ということにつきまして努力をさしていただきたいと考えておる次第でございます。

○渡部通子君 被爆者が年々高齢化しているということは大きな問題だと思います。そこで、健康診断の体制もお年を召すにつれてこれは充実していかなければならないと思っておりますけれども、その点の御留意はございますか。

○政府委員(大谷藤郎君) 先生御指摘のように被爆者の高齢化が進んでおりますが、健康診断の問題は非常に大事でございまして、現在も医療法に基づきまして定期的に二回、また被爆者の希望によりましてさらに二回、一般検査、さらには精密検査というふうな実施いたしております。今後ともこれにつきましては大事な問題として重要視してまいりたいと考えております。

○渡部通子君 昨年に実施した被爆二世の健康診断の内容、実施状況はどうでございましたか。また今年度以降も実施する御予定はありますか。

○政府委員(大谷藤郎君) 被爆者の二世の方々は健康面で不安を持っておられる方が多いわけでございまして、今年度被爆者二世の健康診査を実施いたしたわけでございます。しかし、まだおおよそ現在のところ一般検査につきましては一万七千件、またさらに精密検査を受けられた方は三千件というふうになっておりますけれども、全体の集計につきましてはまだ完了しておらないわけでございまして、五十五年度につきましても、引き続き二世の方の健診を実施したいと考えております。

○渡部通子君 その昨年度の集計といいますが、一応まとめて出されるのはいつごろでございでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) できるだけ急いであれしたいと考えておりますが、何分全国にわたっておりまして、いま直ちに何月ごろというのはちよつと申し上げかねますが、できるだけ早くまとめたというふうな考えでおります。

○渡部通子君 もう一点伺っておりますが、原爆

による疾病の認定が厳しいということがいろいろな声で上がっておりますが、それをどういう形でやって、どの辺が多少なりとも緩和していただけないかどうか、改善の余地を考えていられるのかどうか、あるいはその認定というのが今後どのくらい出てくるような見通しをお考えになっていらっしゃるのか、その辺の御意見を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(大谷藤郎君) 認定の問題につきましては、厚生省に原爆医療審議会の認定委員会を設けておりまして、ここで専門家の方々の学問的な見地からの意見に基づいて厳重なる認定を行っているわけでございまして、これにつきましては従来からも一貫した客観的な考え方で行ってまいっているわけでございます。

○渡部通子君 そういう漠然とした話ではなくて、具体的に認定基準というものを多少なりとも考えていただけるのかどうか、それから今後そういう認定患者がどのくらい出てくるかというような見通しをお持ちかどうか、その辺を伺いたい。

○政府委員(大谷藤郎君) 認定の基準と申しますのは、医学的に原爆放射能の影響に基づく疾病ということで専門家の方々に御認定いただいているわけでございます。確かに先生御指摘のように、認定件数は昭和四十三年、四十四年ごろの二百件に比べまして、最近五十四年度の三十七件あるいは五十三年度の五十八件というふうになんてなっておりますけれども、これは以前のものと比べてはやはり原爆との関係が高かった、最近それが残っております部分につきまして出てきているわけでございまして、どうしても認定の件数は少なくなっている。認定の基準につきましては決してこれを変えているというふうなことではなしに、従来と同じような放射能の影響というところで医学的に御審査をいただいているわけでございまして。

○渡部通子君 私、いままでも問題点をぼんぼんと列挙的に伺ったわけでございましてけれども、今回基本問題懇談会の答申がどう出てくるかとい

うことを大注目したいと思うんですけれども、少なくともいま列挙いたしましたような問題点に対して前向きな答申が出てこなければ、いま懇談会をやっていたでいる意味もないんじゃないかと私は思うわけでございます。それで毎度毎度、毎年この委員会でも問題になっておりますように、現行の原爆二法というものが一本化して国家補償の精神に基づく援護対策というシステムにすべきではないかという議論がずっとここ続いているわけでございますけれども、私はやはり被爆者たちにとって一番問題なのは、それは確かに医療費も大変、生活も大変、しかしながら精神上の苦痛に対して報いてあげられる道というものは、国が国家補償としてのはっきりした態度を出すという以外に、原爆で苦しんだ方々に対する精神に報いる道はないのではないかと思うわけでございます。

そういうわけで、毎度議論になっておりますけれども、私の申し上げました国家補償の精神に立つという制度、システム化というものに対する厚生大臣の御所感を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(野呂恭一君) 原爆被爆者に対する厚生省としての対応、むしろ私は、国としての責任ある対策というものが打ち立てられなければならないことは論をまたない点でございます。したがって、すでに御指摘のように基本問題懇談会に今後被爆者対策をどういう方向で進めていくべきか、いわゆる基本理念、国家補償ということなのかあるいは社会保障なのか、その基本理念について御意見を承るようにはいたしておるわけでございます。現行法も一般的な社会保障制度ではなくして、これは特別の社会保障制度として今日まで被爆者に対しては十分その御苦労に對して今日まで対応してきたつもりでございます。しかし、一歩進めて、国の責任において国家補償の精神に基づく援護法を制定することが望ましいという御指摘でございますが、一般戦災者等の問題もあるわけでございまして、これらを十分慎重に考慮しなければならぬと考えますが、いずれにしてもそう遠く

ない時期に基本問題懇談会から答申がなされるわけでありまして、その答申が出ました暁におきまして、政府としては十分この点を尊重いたしまして、被爆者に対しての積極的な援護策を講じてまいらなければならぬものだと考えるわけでございます。

○渡部通子君 重ねて伺っておきますけれども、大平総理が去る四月二十七日、広島市における記者会見で、この懇談会が、これは新聞報道ですけれども、八月にも答申を予定している被爆者対策について、一般戦災者とのバランスからこれまで国家補償の立場で踏み切れなかったけれども、同懇談会の結論を尊重したい、こう言われているわけでございます。これは国家補償の立場に立つた答申が出ればこれに従う可能性の大きいことを示したと、報道で見ると限りの方向というものが流れているわけでございます。ぜひこういう方向に一步前進の答申が出ていたいただきたいと私も願っておりますが、いま厚生大臣も全く白紙のような御答弁をなさいましたので、この総理の期待感も含めてもう一度この点を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(野呂恭一君) 基本問題懇談会の答申につきましては、その内容をいま私も承知はいたしております。今後これが詰められていくことでございますので、その結果を待つて、その答申の内容については政府としては積極的な趣旨を尊重してまいりたいということには変わりはないでございます。ただ、いまだどういことが論議され、あるいは見通しはどうかということに對しては申し上げるべき段階ではもちろんございませぬ。もし国家補償としてこれは処遇すべきであるということが出ますならば、その意見はもちろん尊重してまいらなければならないと考えております。

○渡部通子君 次に、関連した問題に移らせていただきますが、放射性廃棄物の処理処分について少しお尋ねをしておきたいと思っております。まず、現在稼働いたしております原発を初め関

係施設から出される低レベルの放射性廃棄物の保管数量及び今後の予測はどうなつていきますでしょうか。

○説明員(向津一郎君) 原子力発電所の固体放射性廃棄物の貯蔵状況でございますが、昭和五十五年二月二十九日現在で、二百リットルのドラムから本数にいたしまして総計で約十八万本でございます。これに對しまして貯蔵設備の能力が総計で約三十二万本でございます。貯蔵設備は各発電所ごとに規模も異なっておりますが、いずれも当面の運転から発生いたします放射性廃棄物を保管する能力を十分有しておりますし、また必要に応じまして廃棄物貯蔵庫というのは増設されることになっております。

○渡部通子君 概略的なお答えはわかりましたけれども、放射性廃棄物の処分方法や現在までの検討状況について、私も専門外ですからちよつと知らせていただきたい。

○説明員(穂波稜君) 放射性廃棄物の処理処分方針につきましては、昭和五十一年に原子力委員会が処理処分の基本方針というのを定めております。簡単に申し上げますと、種々の原子力施設から出てまいります低レベルの放射性廃棄物につきましては、地中処分及び海洋処分に対応する、高レベルのものにつきましては地中処分に対応するといった面の基本方針でございます。

○渡部通子君 その辺の地中とか海洋とかというところは限定した場所なんですか。

○説明員(穂波稜君) 高レベルの地中処分あるいは低レベルの地中処分につきましては、いま鋭意その処分方策及び処分地点を探索中でございまして、まだ決定していません。

低レベルの放射性廃棄物の海洋投棄に関しましては、昭和四十七年から種々の海洋調査を行つておりまして、大体四海域を選定しております。そのうち、北緯三十度、東経百四十七度でございますが、これにつきまして昭和五十六年に低レベルの試験的の海洋投棄をするという方策でいま鋭意検討、あるいは推進をしている次第でございます。

○渡部通子君 本国会でも商工委員会等で種々法案論議がなされておりましたけれども、低レベルの放射性廃棄物については、具体的に海洋の選定等について漁業資源やあるいは海流の状況といった件をめぐつてどのような検討がなされ、安全対策が十分とお考えになつていらつしやるのかどうか、伺つておきたい。

○説明員(穂波稜君) われわれが海域選定します折に、昭和四十七年から海洋調査を行つておりますが、まず漁業に与える影響が少ないこと、つまりその辺にわれわれが通常食します海産生物が繁殖し、あるいは卵を産むような稚魚が存在するとかそういうところはない海域であること、あるいは廃棄物を捨てます際に、海底が平たんやわらかいことであることとか、はつきり申し上げますと沿岸重要魚種、稚仔魚の分布域を避けること、深海漁業への影響を避けること、あるいは深層流

底の水の流れでございますが、その流れが少ないこと、あるいは下から上がつてくる水の流れが低いこと、先ほど申し上げました平たんなやわらかい海底であること、それから重要なこととございましてその海域が地震帯には入っていないこと、こういった条件を付しまして昭和四十七年から種々の海洋調査をやつてゐる次第でございます。

先ほど申し上げました北緯三十度、東経百四十七度の海域と申しますのは、四つの海域を選びまして種々の海洋調査をした結果、最も適当な海域であるといふところと考えております。

○渡部通子君 いまのところまだ海洋投棄というものにはなされてないんですか。いつごろから始まるんですか。いま四地域を選定なすつて、それで安全対策は十分と認定されたのかどうか。それからそういった場合に、いつごろからそういう海洋投棄というものを始める御予定でいらつしやるのか。

○説明員(穂波稜君) 私どもが原子力行政を行うに際しまして、最も重要なことは放射線による影

響でございます。したがって、科学技術庁におきまして昭和五十一年の八月に試験的海洋処分環境安全評価に関する報告というのをつくりました。その際にわれわれが想定しました種々の安全評価は、さらに原子力安全委員会において再び評価されまして、これが昭和五十四年の十一月に安全評価が出されましたが、この場合、たとえば今度の試験的海洋投棄は約五百キュリーの放射性廃棄物を含む固形体を捨てることにしておりますが、これらのセメントで固化しましたドラムかんが海底に着底後直ちに破損する、したがって、五百キュリーという放射性核種がその時点において全部海洋中に出てしまうという非常に厳しい側の安全評価を行っている次第でございます。

こういった安全評価の結果、被曝線量という形でその影響があらわされるわけでございますが、一応ICRPの勧告あるいはわが国の許容被曝線量としております年間五百ミリレムという数字に比しまして約七けた低い数字、こういうふうな評価が出ております。

○渡部通子君 いま原発から出た廃棄物は、ドラムかんてコンクリート詰めになされて原発施設内に積み立てられているわけでございます。その管理状況というのはどういふふうに行われているのか。

○説明員(向準一郎君) 原子力発電所におきまして、固体廃棄物の貯蔵施設の管理状況でございますが、放射性廃棄物がドラムかんてセメントあるいはアスファルトで一体的に固化化されておまして、その当該ドラムかんが放射性廃棄物であるというのを示します標識をつけておますのと、内容物が確認できますように整理番号が表示されております。それで、この固体廃棄物貯蔵施設は管理区域として設定しておりますと、人の立ち入り制限の措置を講じておまして、放射線の遮蔽物の側壁におきます放射線量を毎日一回測定、記録することになっておまして、十分な安全を確保しつつ管理しているわけでございます。

○渡部通子君 そういう公式な御答弁をいただく

と、そういうものかなとも思います。このドラムかんについてはどのような条件が備わっていれば安全対策上十分と言えるのかどうか、この辺が一番問題だと思ふんですけれども。

○説明員(向準一郎君) 現在、固体廃棄物が貯蔵されておりますドラムかんといふのは、JISの定められております金属容器を使用いたしまして、腐食防止のために内外に塗装をいたしました物を使っております。

それから、保管場所は建屋内で風雨にさらされるということがないわけでございますので、長期的保管に耐えるものでございます。それで、われわれ原子力発電所の定期検査を毎年一回やっておりますが、その際にもドラムかんの保管状況というのを確認しておりますが、特に問題となるという点はないと思います。

○渡部通子君 そうしますと、一番気をつけなければならぬ点のはかんの腐食、さびとかあるいはいびつ状態になったことですね、そういう状態が出てきたようなとき、今後海洋投棄をされるというたしと、そういうものに対してどのようなチェックをするのか。かなり長い間積み立てたドラムかん、それはさびがついていたりあるいは運ぶときにいびつになったりというような状況、そのドラムかんが海洋投棄をされるということになると大変心配な点も出てくるんですけれども、その辺海洋投棄の場合は検査はどういうことになりますか。

○説明員(穂波稔君) お答えいたします。

まず、海洋投棄いたします固体廃棄物と申しますのは、私どもが定めました基準によりまして必ずセメント固化にいたします。それを二百リットルのドラムかんの中に詰めるわけでございます。これが約四千メートル、五千メートルの海底に入るわけでございますので、そういう五百気圧なり高い気圧で圧縮されて壊れることがないかというようなことがまず一番の懸念でございます。これは先ほど申し上げました放射線の影響という面で非常に安全サイドに立ちまして、着底後直ちに壊れるという評価はやっておりますものの、現実にはそういうのは理論的な考え方でございます。安全を確保するためにはそういう固化物が十分な強度あるいは耐腐食性を持つことが重要なところでございます。したがって、陸上試験でございまして、いろいろな模擬水槽を用いまして七百気圧あるいは五百気圧あたりで加圧してそのドラムかんが壊れることがないか、こういう実験もやっております。

それからまた、セメントの中に分布しております放射性核種が長年月にわたりますと外へ浸出して出てくるわけでございます。こういった実験も原子力研究所等におきましてやっている次第でございます。

それから、私どもはそういったものの安全性を担保するために今回計画しております試験的海洋処分におきまして、実際の投棄物に深海において十分その健全性が保たれるようなカメラをつけてまして、着底後においてドラムかんがどういふ性状を示すであろうかということを確認することにしております。

なお、海洋投棄後の付近の海洋調査も試験的海洋処分におきましては二、三年続け、その結果を待つてから本格的処分に移る、こういうような体制をとることにしております。

○渡部通子君 海洋投棄をしたいという廃棄物の申請が出た場合、特に原研あるいは東海発電所、敦賀発電所、このあたりでは稼働してから十年以上たっております。したがってドラムかんが投棄後海中で十分耐え得る保証があるのかどうか、素人考えで非常に心配になるわけでございますが、海中でのドラムかんの耐用年数といったものはつきりしたデータがおりないでよろうか。

○説明員(穂波稔君) 非常に長年月にわたります深海におけるデータとしては、残念ながらそうたくさんあるわけではございません。ただ、米国がかつて行いましたカリフォルニア沖あるいは大西洋におきます海洋投棄の後、潜水艇を使いましてそれを引き揚げて調査をした結果がございまして、

それは投棄後十年から十五年を経たものを引き揚げているわけでございますが、浸食は一部に見られるものの、さしてドラムかんの形態を損なうほどの浸食ではないというような報告が得られております。このような現状でございます。

一方、ドラムかんの中に入っております放射性核種も、低レベル廃棄物の海洋投棄に関しましては長半減期の核種であるアルファ核種を努めて低くし、長いもので三十年ぐらいのベータ・ガンマ核種を主体として海洋投棄することにしておりますので、かなりの期間はドラムかん及びセメント固化体でもてば、その中に入っている放射性核種は自然の減衰によりまして次第に減少していくということも、一種の安全性を担保する一つの自然的な担保ではないかと思っております。

○渡部通子君 ここは科学技術の委員会でもありませんので、それ以上突っ込まないで私は同程度にしておきますけれども、ともかく原発はつくったわ、トイレがないなどと悪口を言われまうように、廃棄物処理というものが本当に安全なのかどうか、みんなドラムかん詰めにして十年か何か知りませんけれども、施設内に置いておいてそれをやがては地中か海洋かに捨てるということですから、大丈夫なのかしらとだれしもが不安を持つのは当然だろうと思ひます。その点はお役所でひとつ厳しくやっていただく以外にないわけでございまして、これ以上の議論はいたしませんけれども、ひとつくれぐれも安全対策第一にお考えをいただきたい、こうお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、政府の放射性廃棄物対策について若干お尋ねをいたしておきますが、原子力委員会では五十一年の十月に、放射性廃棄物についての基本方針というのを発表しておられます。特にその中で、低レベル廃棄物処理の基準を早急に整備するといっておられますけれども、現在どのような状況になっているのか。めどとしてはどうお考えでございますか。

○説明員(穂波稔君) お答えいたします。

低、中レベルの放射性廃棄物対策につきましては、先ほど申し上げました海洋処分用のセメント固化処理につきましては、五十四年の一月に基準化を行っております。これは科学技術庁の告示第九号でございます。また、その他のセメント固化体以外の多重構造固化体あるいはアスファルト固化体につきましては、専門機関への委託を含めまして基準化にかかわる検討を現在進めてきていますところでございます。

めどと申しますと、現在のところ私どもはセメント固化体による海洋投棄しか考慮をしております。仮に多重構造固化体あるいはアスファルト固化体を海洋投棄する場合にはこれは基準化が必要でございます。一応私どもは昭和五十六年に行います試験的海洋投棄ではセメント固化体しか考えておりません。多重構造固化体あるいはアスファルト固化体につきましてはまだ種々の実験あるいは研究等が必要かと考えておりますので、そのめどにつきましてはいまのところちよつと申し上げかねる次第でございます。

○渡部通子君 次に、処分には、先ほどからも御説明ありますが陸地処分と海洋処分をあわせ行うと書いてございますけれども、どんな方法で、手順はどういうふうになっているのか、その見通し等をお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(穂波稔君) 低レベルの海洋処分につきましては、先ほどから申し上げてございますように、昭和四十七年から種々の試験研究あるいは海洋投棄に関する海洋調査をやっております。この五十六年に試験的海洋投棄をやらしていただくと思っております。それでその後の海洋調査を二、三年続けまして、その海洋調査の結果を踏まえまして本格投棄に移っていくとしていたのが低レベルの海洋投棄の手段でございます。

低レベルの海中処分につきましては、現在秋田県の尾去沢というところで一つのモデルケースとして、実際の放射性廃棄物は使っておりませんけれども、固化体を用いました研究を行っております。実際の放射性廃棄物の海中処分につきましては、

しては、現在環境整備センターの方におきましてサイトと申しますか、その処理処分の地域をただいま選定している次第でございます。来年度あたりにはかなりの候補地点がしぼられるというふうな次第でございます。

○渡部通子君 ただいまの御答弁の中で、秋田県でいま模擬廃棄物をやっているという話でございましてけれども、その成果ですね、結果が出るのはいつごろになるんですか。

○説明員(穂波稔君) ただいま御指摘のございました秋田県の尾去沢でやっておりますフィールド試験は五十三年度から開始しているものでございます。これは五十五年度で終了する予定になっておりますので、来年度にはその成果が公表されることと存じております。

○渡部通子君 次に、陸地処分は海洋処分に適さないものあるいは回収可能な状態で処分しておく必要があるもの、これを施設に貯蔵し、あるいは地中に処分するものとする、こうありますけれども、施設に貯蔵するというのはどういうことですか。

○説明員(穂波稔君) 施設に貯蔵するものの中に二つの形態があると思ひます。一つは全く大きな構造物であつて、通常施設に入れておいたらいよいよといったようなものでございます。もう一つ、いま先生御指摘の施設に当分貯蔵するというのは、たとえば中レベルの放射性廃棄物あるいは高レベルの放射性廃棄物かと思ひます。この中レベルあるいは高レベルの放射性廃棄物につきましては、最終的にどういう形にしてどういう処分をしたらいいかというのはいま検討中でございまして、種々の試験研究が行われている次第でございます。

それで、中レベルあるいは高レベルの廃棄物の発生量と申しますのは、低レベルの放射性廃棄物の発生量に比べて格段と低うございますので、当面の間そういう施設に貯蔵保管しておくという形で対処していくという形でございます。

○渡部通子君 高レベルの廃棄物については、廃棄物処理の基本方針の中で、半永久的に人間の生

活圏から隔離し、安全に管理するというところでございましてけれども、半永久的に人間の生活圏から隔離する、そして安全に保管するというのは具体的にどういうことなのか。それからこれの最終処分は国が責任を持つと言つてありますけれども、どういう形で具体的に責任を持つとおっしゃつていらっしゃるのか。

○説明員(吉村晴光君) 原子力委員会が定めております考え方でございましてけれども、半永久的に生活圏から隔離をするということは、深い地層の中に閉じ込めるといふことによつて通常の生活圏とかけ離れたところに管理をしていくという考え方でございます。それから高レベルの処分につきましては国が責任を負うということをおっしゃりますが、こういう高レベル廃棄物の処分につきましては、非常に長い間にわたつて安全性の管理を行う必要があるということがございますので、そういう場合には私企業に任せようということからはやはり安全管理上問題があるということから、最終的には国が責任を負うという基本的な考え方を示したものでございます。なお、その場合にも必要な経費につきましては発生者負担の原則によるといふ考え方を示しております。

いまお尋ねの、具体的にどういふことかというお話でございますが、ここで決めておりますのは具体的なことではございませんで、基本方針だけでございます。これらの具体的な内容と方策につきましては、現在、高レベル廃棄物の処理及び処分に関する法律が進展しております実情を踏まえまして、その研究開発の進展の状況を見ながら具体的に内容を決めていくということをおっしゃるものでございます。

○渡部通子君 いま、わずかな問題を伺つてまいりましたけれども、海洋投棄もそれから海中投棄もこれから始まるんではないかという段階でございまして、それに関してはどうか漁業者あるいは地域住民、そういう方たちの不安がなくなるよううな、その点をよく配慮していただきたい。

それから、きょうは被爆者問題のこの委員会の

中で関連して伺いましたけれども、あらゆる意味で放射能がどこか、魚でも海中でもめぐりめぐつてやがては人体にということ、あらゆる点からいま警戒をしなければならぬときだと思ひますので、そういう点によく配慮していただいて、とにかくドラムかん詰めをした廃棄物が、やがて耐用年数を過ぎてどこかへ投棄をしなければならぬという事態がもう間近に迫つていくわけでございますから、これは社会労働委員会の立場から、そういう点についてはよろしく専門家の方たちに重々安全性第一という点でお願いをしたい、そういう意味で私は今回この質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○沓脱タケ子君 それでは、限られた時間でございまして、被爆者援護法の制定についての問題点から伺つていきたいと思います。

一九七七年には国連NGOの被爆者問題の国際シンポジウムを初め、一九七八年には国連軍縮特別総会というところで、被爆後三十年たちまして国際的な問題としてもクロウズアップをされてきている。今日、全国的に被爆者団体また平和団体、市民団体等が中心になりまして、被爆者援護法の制定を要望する二千万人署名というのが運動として展開をされております。きょうも日本原水協の幹事の方々が大臣にも申し入れがございましたように、今日では国民挙げての要求になっておるわけでございます。

ところが一方、わが国の被爆者対策を振り返つてみますと、何といつてもおくれは確かに否めないうと思ひます。昭和三十三年に原爆医療法に関する法律が制定をされ、四十三年には特別措置法が成立をするという状況でございますが、大臣、いまから振り返つてみましてやっぱりの国の対策がおくられてきたなということをお感じになつておられるのかどうか、御感想をまず伺ひをしたいと思ひます。そういう観点に立つて、被爆者が被爆者援護法の制定を一貫して要求をされているということの心根というんですか、心を

この方は結婚されたんだけど、被爆者だということをして隠して結婚をしておられて、一人だけ娘さんがおられるんですね。その娘さんにお子さんができて、お孫さんもできているんですが、結婚をされたんだけど、被爆者だということを隠して結婚しているもんだから、この人の疾病というのはずっと体にいつばいものができるんです。御主人が気持ち悪がつて、結局気持ちが悪い、気持ちが悪いと云つて飲んだくれてというふうなことで、ついには離婚をされるんです。そういう中で娘さんを育てられてお孫さんもできているという状況なんです。ところが、弔慰金もない、もらひびた一銭の遺族年金もない。いかにも不十分じゃないかというふうに痛感をさせられるわけです。

わが国では、他の先進諸国と比べますと原因者負担による補償制度というのは比較のおくれてき

しか、これは賠償権を放棄したという關係で、アメリカの責任は今日追及できないという立場ですから、肩がわりをした政府がこれは原因者として補償するのは当然の理ではないかと思うんです。そういう点では被爆者の御要望というのは非常にささやかでもありますし、当然正当な要求であるというふうに思うわけですが、そういう点で直ちに援護法ということにならない、現行法でもせめて弔慰金やあるいは年金制度ぐらいは拡充していくということが必要ではないのかという点を非常に痛感をするんですけども、大臣、いかがでしょうか。

しかし、他の一般戦災者の原因、これの負担原則ということをもた適用いたしますならば、これはどこまでもその区切りをどうつけるかというところに非常に大変むずかしい問題もあるわけでございまして、私はこれこそ国民的合意に基づいて、そしてこの被爆者の要請に十分こたえるような方法をとっていくということで、これは一般戦災者とは違っておりますという基本理念というも

○沓脱タケ子君 一般戦災者の問題との関連でむずかしいという御意見はかねがね出てるんです。

を見たなら、いかにもこれは不十分だと思われるでしょう。片方では公害患者なんかとはもう比較にならないほどの心も体も命も、すべて財産から崩壊をされるような口には尽くせない被害を受けている被害者、これは原爆に起因する疾病で亡くなつて葬祭料の八万円ばかりでしょう。しかし、公害患者は公害病で亡くなった場合にはちゃんと年金制度が制度として確立されているんです。それと比べて被爆者に対して、もう被爆後三十五年なんです。ああだこうだと言っている時代ではないところ、私が私は問題だと思ふんです。そういう点では、本当に私は被爆者の御要望というのはささやかだということをもうたびたび伺いをしてきて感じているんですが、せめて弔慰金あるいは年金制度というものを現行制度

だつてプラスしていくことだつて考えていいんじゃないかと思うんです。これは来年から必ず被爆者援護法をつくりますとおっしゃるなら私はここでやかましく言いません。しかし、被爆者援護法が来年になるのか再来年になるのか基本問題懇の答申が出ぬとわからぬというんだから、これはちよつと来年から確実だなというふうにはのみ込めない。それで重ねて申し上げているんですが、現行法の中でもあんまりひどいなと思うところは改善の措置をとるべきだということを申し上げたわけでございますが、大臣、やっぱりありませんか。

○国務大臣(野呂恭一君) 御趣旨の点は十分に私も理解させていただくわけでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、基本懇の答申も

○沓脱タケ子君 あんまり的確に御答弁ただけていいんですが、きょうは時間が限られており

ますのでね、そういう点がやっぱり問題だと思っ
てます。

いつも問題になりますもう一つは認定問題なんです。これも時間がありませんから詳しく申し上げます。これも時間がありますが、被爆者総数が、いただいた資料によりますと、三十七万五千九十四人ですね。その中で特別手当をもらっておる認定患者が四千六百十一人です。これも厚生省からいただいた資料ですが、三十七万四千六百人といったら一%余りなんです。いかにも少ない。そういう少ないところ今日原爆二法の問題点、被爆者の皆さん方の強い御要望というのがあると思うんですが、どういうことになっているかという点で、私はもう時間が限られていますから簡単に言いますが、たとえば安藤エミ子さんという方がいるんですが、この方は大阪の被爆者の会で御相談になった方なんです。

この方は舟入病院の看護婦さんでありまして、爆心地から一・五キロメートルで被爆をしている。顔全面と胸と右腕、左手に熱傷及び上半身無数のガラス傷という状態で、それで下顎から胸に高度なケロイド、それから右肘拘縮という状況なんです。こういう患者さんなのですが、この方は被爆地点が一・五キロですから、当然のこととして保険手当をもらっていらつしやる。ところが健康管理手当について保健所へ相談に行つたんです。そうしたら、あなたは元気で内臓も丈夫だから適用

○政府委員（大谷藤郎君） 先生御指摘の安藤さんのケースにつきましては、手術をされるという時点で認定されるというふうに私どもは考えております。

○沓脱タケ子君　そうしたら、これはたとえ入院をして手術をしますね。そうなると認定患者になりますから特別措置法ではお手当も出るんですね。そのお手当なんというのはいくらかのことになるんですか。これは入院して治療している間は特別手当ですか、治つたらどうなります。

○政府委員（大谷藤郎君） 治りましても、その病
気のある間は特別手当が、半額になりますが出る
わけでございます。

○沓脱タケ子君　そこで問題があるんです。これはほかの人のケースも言おう思ったけど、時間がないですからね、同じようなこといっぱいある。

性の癍痕、あるいは原爆による外傷性の癍痕というようなことで機能障害等写真のように余りかつこうのいい姿じゃないんですよ。そういう状態で

は今日の医学では形成手術がかなりできるわけでしょう。そういう人たちに積極的に行政指導をやって治療も受けさせる、それから手当もちやんと支給できるように認定患者にするというようなことをどうしてしないんですか。そういうふうにやっているんですか。戦後三十五年もたつて、いま申し上げた安藤さんは申請中なんです。三十五年たつていま申請しているんだ。こんなことで

私は厚生省がまともに被爆者のために対処しているとはなかなか言い切れないと思うんですが、その点どうなんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 認定を申請されました時点におきまして、私どもとしてもできる限り都道府県を通じてそういうように御指導申し上げていくところでございます。

○沓脱タケ子君 ところが、この人は昭和二十六年からABCの追跡調査を受けて、いま昭和二十六年以来大阪にいらるんです。それで毎年調査のために広島まで行っているんです。だれも言ってくれない。そんなばかげた話は私はないと思うんです。それで、いま申請をして認定患者になる、それで医療を受けて形成手術等をやつて少しは見よくなるし、機能障害もなくなる、本人にとってはありがたいと思うんです。同時に、その治療が終わつても認定患者として手当は半額になるけれどもいただける、ずいぶん助かると思うんです。ところが、手術した方がいいということを知らぬで苦労しているまだ方を数える被爆者がおりますが、この人たちのことをどう考えますか。私はこういう熱傷性の拘縮とかあるいは被爆による外傷性の拘縮その他機能障害というもののについては、せめて手術をしてもせめて健康管理手当の対象になぜしないのかなとそれまた不思議なんです。

健康管理手当を出す十一疾病の一覧表を見た、内科の疾病ばかりで外科は何にもないんです。これは一つ抜けています。こんなもの放射能の影響があるとかないとかいつて、もう大論議であなたのところは審議会まで設けて公平を期すると言っているんだけど、そんなむずかしいことをせぬでも、熱傷性の拘縮やらケロイドなんというものはもうだれでもわかるでしょう。そんなものをほったらかしておるんだから。十一疾病は内科系統ばかりです、見せてもらったところでは、せめて外科的な表から見てわかる障害者についての疾病を十二番目に記載するということはできませんか。こうしてあげたらもっと形成手術等の対象

者もふえるし、あるいはその人の機能障害も助かるというふうになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) いろいろな手当につきましてこれは歴史的ないろいろな問題がございまして、健康管理手当につきましては、被爆者のうち原爆放射線の影響があると思われる関連疾病にかかっている者に対して、それらの者が日常保健上の注意を払うために必要な費用に充てるものとして支給するという考え方に立ちまして、原爆医療審議会の先生方にお諮りしてこの十一の疾病を決めた次第でございます。この問題につきましては先生のお話も十分留意してはいたしたいと思いますが、何分そういうわけで、いままで非常にぎりぎりという歴史的にいろいろな分類がされてきたという点につきましても十分御了承いただきたいと思うわけでございます。

○沓脱タケ子君 時間がないんで、私もうちよつと突っ込んで言いたいんですけど、大体健康管理手当に該当する十一疾病といったら全部内科系疾患でしよう、局長御存じのように。それは眼科もあるけど内科系疾患だ。それで被爆者というのは爆風で吹き飛ばされて、熱傷を受けている、まあ外傷だつてあるのはあたりまえでしよう。それで現に外傷が国民の目についてきたわけでしょう、戦後三十五年の間に。その外科的な疾患というのが何にも該当してないというの、やはりおかしいと思うのです。だつてケロイドだつて潰瘍性のケロイドの方もあつてしよう。瘢痕の中にもいろいろな機能障害の方もあつてしよう。しょうがないのかと思つてしんぼうしてなさる方はずいぶんいるんです。手術をちゃんとやつたらその後は特別手当を死ぬまでもらえるでしよう。せめてわずかの金でも。こんなもののおかしさと思つて、ちゃんと治療してもらつてよくなった人は手当をもらつて、手当ももらわぬで病状で苦しんでいる人は何にももらえぬ、そんなあほな制度はありません。

私はもうこれ以上申し上げませんから、これは

医療審議会ですか、その先生方にもぜひ御相談をしていただいて御検討をいただきたい。そのことを特にお願ひしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) この問題につきましても、十分検討させていただきたいと思ひます。

○沓脱タケ子君 時間がなから終わります。

○前島英三郎君 朝十時からいろいろな問題が提起され審議が続いておりますけれども、一通り整理いたしますと、原爆被爆者対策は昭和三十三年にできた原爆医療法、昭和四十三年にできた被爆者特別措置法、これら原爆二法によつて進められているわけなんです。原爆二法では満足のいく対策がなされない、そこで被爆者の人々は国家が補償する責任のあることを明確にした被爆者援護法の制定を要求してきた、整理していきますとそういうことになってまいりました。国会におきましても全野党が共同して援護法案を提案をしてきたということでございます。

こうした流れの中から昨年六月にいわゆる七人委員会——原爆被爆者対策基本問題懇談会、通称基本懇、基本懇というのが盛んにきょうの審議の中にも出てきておりますけれども、この原爆被爆者に対する問題についての基本理念、基本的なあり方を検討することにこの基本懇がなつた、その結論はそろそろ出されることになっておる、その出される結論を待ちたい、待ちたいというのがきょういままでの審議の中でたくさん政府の答弁の中に聞かれる言葉なんですけれども、そもそも基本理念が被爆後三十五年も経過してからやつと明確にされるというのには私は率直に驚いておるんです。初めてこの問題を当委員会では質問させていただくんですが、三十五年経過してから基本理念というのが明確化されるというのには大変驚いておるわけなんです。これまで私もいろいろな人の声を聞いてみた中では、昭和三十三年あるいは四十三年より前のことはどうなるのかという声が多いです。さらにその空白をどうやって償つてもらえるか、そういういわば怨嗟の声というのがきわめて多いわけなんです。国家に何もし

てもらえないまま亡くなつていった人のことはどうなるのか、その人たちに對する責任あるいは国の対処の仕方はどうなつておるのか、気持ちはどうなのか、心はどうわれわれに向けておるのかという声も大変多かつたわけなんです。

基本理念を基本懇、七人委員会に答申してもらうことは大変よいことであると私は思ひますし、一日も早く被爆者の願ひに応じた答申を出していただきたいというのが私の率直な気持ちなんですけれども、これまで国が十分にやつてこなかった責任というものは、基本懇で幾ら答申が出ようがその問題は残るだらうと思うんです。やむを得なかつたでは済まされない部分というものも大変あると思うんですけれども、その辺を含めまして再び大臣のお答えは同じになるかと思ひますが、その辺の所信を改めてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 大変むずかしい御質問で、私はいま御理解いただけるようないい答弁ができないということを心配をいたすわけでございませう。しかし、政府としては決して基本理念の確立を待つてそれからやつたらいいのではないかと、あるいは今日までの空白期間をもしそういう形の場合にどういふふうに扱うのかといういろいろな重大問題は確かに残されておると思ひます。それだけに、簡単に、原爆被爆者の実態を承知しながら行政の責任において、政府の責任においてどう踏み切っていくかということについては、いろいろ私は他の一般被災者などの比較も考えながらどうしていくかということに苦悶をしておるわけではなからうかというふうな判断をいたします。同時に、こういう踏み切り方というものは国民的な合意というものが私は大変大事だ。単にいままでの行政がおくられてきたというだけではその解決の方向性に向く道ではないと思ひますから、いままでのことも反省しながら基本懇の結論を待ちたいというのはそういう意味でございます。今後、その物差しに依つて積極的な被爆者対策を進めていかなきゃならぬという考え方でございませう。

○前島英三郎君 過ぎ去った日をただひたすら責めていてではないと思います。しかし、三十五年もたつてそういう基本理念がようやく確立されようとする動きというのは、どう見たつてこれは責められても仕方がないことだろうというふうに思ふんです。すべて基本懇の結果待ちというのでも大変困るというふうにも私は思ふんです。そこで、現行の原爆二法について具体的に幾つか質問させていただきますと、まず認定の問題です、先ほど来認定の問題ではいろいろと御質疑がなされているわけなんです、関係者の話を聞きますと、認定が厳しく手続も大変複雑で困るという声が強いです。手続については、基本懇の結論によつて所得制限の問題などが解決されればこちらも簡素化されるという関係もあると思ふんですけれども、認定についてはいろいろ問題があるのではないかとこのように思ふんです。

認定申請の処理状況のデータを見ますと、こちらにございますが、四十九年度までと五十年年度以後では認定率が線を引きだしたように下がつていくんです。関係者の声を数字が裏づけているように思ふ部分があるんです。昭和四十九年度から五十年年度に移るときには約半分以下に下つたと認定件数が下がつていきまして、そのかわり却下件数というものは四十九年を境にしましてまたがつと三けたに上つていくんです。平均では認定率は三三・四％というふうになっていくんですが、非常に関係者の話では認定が厳しく手続も複雑、それによつてあきらめざるを得ないという部分がとみにこの辺の数字も示しているのではないかとこのように思ふんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 第八条第一項の規定に基づく厚生大臣の認定は、もっぱら医学的見地から従来から行われてきているわけでございます。制度の始まりましたころは、原爆との関連の多い疾病の方が認定申請をされるということでこれは当然多かったわけでございますけれども、最近ではその件数が非常に減つてきておる。また残つておる少ないものにつきましても、これは原爆との

関連の問題が非常にむずかしい事例というものになつてきているというふうなことでございまして、当然最近になりますと数が少なくなつてきているというわけでございます。しかし、重ねて申し上げますけれども、この認定の基準につきましては従来から医学的な客観的な事実で専門家の先生方に御判断をいただいてやつてきておるということでございます。

○前島英三郎君 つまり、ケロイドの場合は手術をすれば認定されるということですね、手術をしない限り幾らひどくても認められないということなんです。ですから、心が現行の制度の中には非常にないような気がするんです。ケロイドのある方というのは医学面ばかりではなくて社会的、心理的にもまさに特別の状態に置かれてきたと思ひます。これは当然なことなんです。医療を行う場合だけにたかくなに限定しまして運用するということは被爆者の実情にそぐわないのではないですか。ケロイド隠しあるいは被爆をしたことを隠したというようなことを先ほど査脱委員の方からも幾つかの事例が紹介されましたように、そういう意味では、社会的なこともやりますというふうな心の込められた運用というものを私は求めたいと思ふんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 先ほど申し上げましたように、被爆者につきましては、特別の状態にあるという、放射能を多量に浴びて健康上、生活上悪条件下に置かれていて特別の配慮を必要とする状態というふうなことで認定疾病というものを考えてきたわけでございます。瘢痕だけで生活されている、確かに先生御指摘のよういろいろな社会的、精神的な面があるかと思ひますが、従来そういうふうな医学的な見地からそういう認定をやつてきておるという経緯から、認定疾病には

単なる瘢痕につきましてはこれを該当させていない。しかし、治療されますということになりますとこれを認定疾病に該当させるというふうなことで処理してきたわけでございます。

○前島英三郎君 老齢化が進んで、指定された医療機関に行くのが困難になつてきたという人も三十五年経過してきますと出てまいりますし、そういうことで情報に対する音痴な部分もありまして、そうならば認定されるはずだったのに、いまさらもうこの年でケロイドを治すために別に行くことはないと思ひますので、その辺も含めて老齢化が進んでいる現状、さらにまた医療機関についても広島市、長崎市の人はいいけれども、ほかの地区の人あるいは両県から離れている人というのは大変困つている人も多いという状況もありまして、東京などでは、ある人は一般の病院でノイローゼと診断された人もあるというふうななかなか奥深い部分にいろいろな障害が積み積つてい

る部分というところもあるわけですから、その辺の配慮も今後なされるべきだと思ひます。

医者の目で特に異常がないように見えまして、被爆者にしてみますと、いつどんな異常があらわれるかわからないという不安を絶えず抱えていまでも生きてきたわけですから、今後また生きていかなければならないわけですから、指定医療機関の問題あるいは一般の医師の理解の問題という面についての対策もやるべきではないかと思ふんですけれども、その辺はいかがでございますか。

指定医療機関の問題、さらに、一般の医師に対するそうした指導の問題、いわゆる被爆者に対する医師の質の問題、取り組み方の問題という点はいかがでしょうか。

○政府委員(大谷藤郎君) 先生御指摘のように、できる限り適切な医療を受けていただくということとは私もとても望ましく、できるだけそういうふうなやり方と考へていくわけでございます。指定医療機関につきましても、また一般の

疾病医療機関につきましてもできるだけ増加していくという方針で望んでおるわけでございます。また、原爆医療に対して一般のお医者さん方の理解と関心を深めていただくということのために、特に五十五年予算では新たに医療機関医師の研修費というのを計上いたしまして、長崎で研修会を実施する予定にいたしておりますが、こういうふうなことを通じまして指定医療機関の量、質の確保ということに努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 医療機関の問題もありますが、その前に生活の問題なども相談業務の充実ということがきつて大切なことだと思います。これは被爆者の問題のみならずいろいろな意味で病院のケースワーカー、保健婦あるいは被爆者団体による相談受付など、いろいろな形態がいま現在あると思ひますけれども、これらをもつと充実させて、実は一つの制度があつたらこれがもう周知徹底するような、そしてまた制度にこぼれるようなことがあつてはいけないと思ひますし、何としても歴史的な中において非常に苦しんでいる方々にとつて温かい心の込められた対策というのが早急に必要だと思ひます。とにかく六月ごろでありますけれども、それを待つてというの何ぞか不安が同居しながら待ち望んでいる声も大変多いわけですから、しっかりとそれに対する取り組みを最後に大臣にお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野呂泰一君) いろいろ御指摘になられた点は十分私も反省をし、とりわけ原爆症の認定に当たりましては被爆者の実態に即応するよう制度、運営ということが大変大事であると私も考へるわけでございまして、その他医療機関の数の問題あるいは医師の原爆者に対する理解なども深めながら、よからこの制度の改善、運用に努めてまいりたいと思ひます。

○委員長(久保亘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございません。

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保亘君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、片山基市君及び石本茂君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君及び高橋圭三君が選任されました。

○委員長(久保亘君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久保亘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、浜本君から発言を求められておりますので、これを許します。浜本君。

○浜本万三君 ただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、参議院クラブ、第二院クラブ共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、可及的速やかに原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申を得るよう、最善の努力をすることともに、制度の基本的な改正が、次期通常国会

会までに行われるよう、資料の収集や調査など必要な作業を直ちに開始すること。

二、特別手当については、生活保護の収入認定からははずすよう検討するとともに、各種手当の額の引上げ、所得制限の撤廃等制度の改善に努めること。

三、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

四、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮し、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化などにつき検討すること。

以上であります。

○委員長(久保亘君) ただいま浜本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久保亘君) 全会一致と認めます。よって、浜本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野呂厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野呂厚生大臣。

○国務大臣(野呂恭一君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(久保亘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久保亘君) 次に、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案を議題といたします。

発議者田中寿美子君から趣旨説明を聴取いたします。田中君。

○田中寿美子君 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

個人の尊厳と男女の平等は、国連憲章、世界人権宣言にうたわれております人類普遍の原理であります。わが国の憲法におきましても、すべて国民は個人として尊重され、法のもとに平等であつて、性別によつて政治的、経済的または社会的関係において差別されることがない旨を明定しております。また、一九七九年六月にわが国が批准しました国際人権規約におきましても、A規約及びB規約の双方において、経済的、社会的、文化的、政治的及び市民的権利において男女の平等を保障すべきである旨を規定しております。また、近くは、昨年十二月に第三十四回国連総会におきまして、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約を採択しました。

しかるに、わが国における法制は、雇用の分野を含めて実際に男女の平等を確保する上でいまだ不十分であることは否めません。アメリカでは、一九七二年に雇用機会平等法を、イギリスでは、一九七五年に性別差別禁止法を制定しました。また、その他の欧米諸国でも、雇用の分野における女性の地位の平等化を目指して、各種の法律や制度を設けて国が積極的に対応しております。

一九七五年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画及びメキシコ宣言並びに同年のILO

○総会で採択された行動計画は、いずれも女子の労働における平等の権利を確認し、かつ、強調しておりますし、さらにILOの行動計画は、雇用における男女の機会及び待遇の均等を促進するため、国の制度として女子の参加を含む三者構成の委員会を設立すべきことを勧告しております。本年は、国連婦人の十年の中間年に当たり国連婦人の十年中間年世界会議の開催も予定されており、前期五年間の各国における男女平等化の実績についても評価が行われる予定であります。

ところで、わが国における女子労働者の地位が、憲法の趣意に照らしおよそ満足すべきものとはほど遠い状況にあり、国際水準に照らしても改善すべき点が多くあります。近年わが国の女子雇用者の数が、ますます増加の一途をたどり全雇用者の三分の一を占め、日本経済にとつて欠くことのできな労働力となつておるにもかかわらず、雇用に関する不平等はむしろ増大しつゝあります。

こうした実情に効果的に対処し、かつ、また前叙のように女子の労働における地位の平等化を目指して活発な努力を示している国際的動向にも対応するため、国は当面の優先的政策課題として、雇用の分野における女子の差別的取り扱いを禁止するとともに、その差別的取り扱いからの救済制度を設けることにより、女子労働者の地位の平等化の促進を図る施策を推進していくべきものと考えます。われわれはここに雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案を提案し、如上の政策課題に対応すべく、われわれの態度を明らかにすべきであるとの結論に達しました。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案の骨子は、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを法律上禁止する旨を明定することと、女子をそうした差別的取り扱いから救済するための制度を設けることの二点であります。なおここで重要でありますことは、この救済制度は、労働基準法において予定されておりますような官憲的保護により労働条件の適正化

を図つていこうとするものと異なり、雇用における男女の平等は、女子労働者及び使用者双方のたゆみない自主的な努力によつて実現されていくべきことを期待しつつ、それを補う支柱として、女子から申し立てがあつた場合には、迅速かつ適正な手続により救済をしていこうとするものであることであります。

第二に、差別的取り扱いの禁止については、まず労働条件等について「使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない。」と規定し、その他職業紹介、職業訓練等についての差別的取り扱いをも禁止する旨を定めております。具体的にどういふ行為が差別的取り扱いであるかを判断していく上に必要な指針は、別に中央雇用平等委員会が定める準則において漸次展開されていくことが予定されております。

第三に、救済機関であります雇用平等委員会は、中央に国家行政組織法第三条の委員会として中央雇用平等委員会を、都道府県に地方雇用平等委員会を設置し、それぞれの雇用平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成とし、各側委員の二分の一以上は女子でなければならぬこととし、さらに中央雇用平等委員会の公益委員の任命につきましては、両議院の同意を得なければならぬこととしたてております。現行の労働委員会に類似した組織であります。二分の一以上の女子委員を含まなければならないとしている点が大きな特徴であります。

第四に、差別的取り扱いからの救済手続は、次のとおりであります。

原則として二審制を採用し、初審は地方雇用平等委員会が、再審査は中央雇用平等委員会が行ふこととしたてております。手続は、女子労働者から管轄地方雇用平等委員会に救済の申し立てがあつたときに開始いたします。以後当事者の立会いのもとに審問を行い、証拠調べ、事実の調査を経て、申し立てに理由があると認められるとき

は、当該地方雇用平等委員会はその裁量により原職復帰、バックペイの支払い等女子労働者を差別的取り扱いから救済するために必要な措置を決定で命ずべきことにいたしましたてております。この地方雇用平等委員会の決定に不服がある当事者は、さらに中央雇用平等委員会へ再審査の申し立てができることとしたてております。なお、初審及び再審査いずれの手続におきましても、使用者委員、労働者委員は審問に参与できることにいたしましたてております。また救済の申し立ての相手方当事者が職業安定機関であります場合には、決定にかえて勧告をするにいたしましたてております。

第五に、取り消しの訴えとの関係についてであります。地方雇用平等委員会の決定に対しては出訴を認めず、ただ中央雇用平等委員会の決定に対してのみ東京高等裁判所へ取り消しの訴えを提起できることとしたてました。女子労働者の差別的取り扱いからの救済の制度としては、使用者委員、労働者委員双方の参与のものと審問手続が予定されている行政委員会方式が合理的であるとの判断から、こうした雇用平等委員会による救済の制度を設けました以上は、地方雇用平等委員会の決定に対し直ちに出訴の道を開くのは妥当でなく、中央雇用平等委員会による再審査を経由させるべきである、との趣意に出るものにほかなりません。

このほか、中央雇用平等委員会の重要な権限の一つとして、雇用における男女の平等取扱いの促進に関し講ずべき施策につき労働大臣に建議ができることにいたしましたてております。また、中央雇用平等委員会による国会への事務処理状況の報告、地方雇用平等委員会による苦情相談に関する事務処理の取り扱い、啓発宣伝活動、不利益取扱いの禁止等に関し所要の規定を整備いたしてあります。なお、この法律の規定は、国及び地方公共団体の公務員であります女子職員につきましても、労働条件に關します限りは適用があり、その差別的取り扱いに關しますも、雇用平等委員会の決定により原職復帰等の救済が与えられることにい

たしてあります。最後に、救済手続の実効性を確保するため罰則を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保亘君) 以上をもつて趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十六分散会

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第一二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第一三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第一四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第一五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二六級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二七級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二八級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二九級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三一級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第三二級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるもの

が、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後に」は「六十五歳に達したとき」に、「その者の請求により、七十歳」を「六十五歳」に、「その請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間

を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中「、又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）を削る。第四十六条第一項を次のように改める。

老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつて

いる場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。
四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の三第二項及び第三項を削る。
第四十六条の六を次のように改める。

（失権）

第四十六条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第四十六条の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第二十級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、通算老齢年金の額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

2 通算老齢年金は、六十歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、

六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第五十条第一項第三号中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

第三 第四十六条第四項及び第五項の規定は、障害年金について準用する。

第五十九条第一項本文中「維持したものとする」を「維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 妻については、次のいずれかに該当すること。

イ 四十歳以上であること。

ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

第五十九条第三項中「子とみなす」を「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」に改める。

第六十条第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第六十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、かつ、遺族年金の受給権を有するものになつたとき。ただし、妻が四十歳以上で

あるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるときを除く。

第六十八条の三中「第四十六条の第三項第一号イからニまで」を「第四十六条の第三項第一号イからニまで」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の九十一」を「千分の百九」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第二号中「千分の七十三」を「千分の九十二」に、「千分の四十七」を「千分の六十三」に改め、同項第三号中「千分の百三」を「千分の百二十一」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第四号中「千分の九十一」を「千分の百九」に改める。

第百三十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号ただし書中「、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で当該受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、第四十三条第四項から第六項までのいずれかの規定により改定されたとき。

ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

第百三十一条第二項中「第四十六条の六第三号に掲げる理由」を「通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したとき」に改める。

第百三十三条中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項」を「第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の七第一項若しくは第二項」に、「こゝを」を「超える」に改める。

附則第十二条第三項を次のように改める。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

附則第十二条第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十六条第二項中「七万二千元」を「九万八千四百円」に改める。

附則第二十八条の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬	報酬		報酬月額
	月額	日額	月額
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八条の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六条の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項」を「厚生年金保険法第六十三条第一項及び第二項」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項」を「厚生年金保険法第六十三条第一項及び第二項」に改める。

第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三六、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三六、〇〇〇円以上	一四四、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上	一五二、〇〇〇円未満
第一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五二、〇〇〇円以上	一六〇、〇〇〇円未満
第二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六〇、〇〇〇円以上	一六八、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円以上	一七六、〇〇〇円未満
第四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一七六、〇〇〇円以上	一八四、〇〇〇円未満
第五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一八四、〇〇〇円以上	一九二、〇〇〇円未満
第六級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	一九二、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第七級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇八、〇〇〇円未満
第八級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二〇八、〇〇〇円以上	二一六、〇〇〇円未満
第九級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二一六、〇〇〇円以上	二二四、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二二四、〇〇〇円以上	二三二、〇〇〇円未満
第一級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二三二、〇〇〇円以上	二三九、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	二三九、〇〇〇円以上	二四六、〇〇〇円未満
第三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二四六、〇〇〇円以上	二五三、〇〇〇円未満
第四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	二五三、〇〇〇円以上	二六〇、〇〇〇円未満
第五級	四〇〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	二六〇、〇〇〇円以上	二六七、〇〇〇円未満
第六級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	二六七、〇〇〇円以上	二七四、〇〇〇円未満

第二十三条第二項各号を次のように改める。

一 第五十条第一項第一号若ハ第四号乃至第

六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジクスル妻ヲ除ク

二 十八歳以上ノ子又ハ孫

三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父父母

四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹

第二十三条第三項中「第五十条第一項第四号」を「第五十条第一項第一号若ハ第四号」に改め、同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ト生計ヲ同ジシタルモノト看做ス」に改める。

第二十七号ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。

第三十四条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齢年金ヲ支給ス

第三十五条第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万六千四百円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。

第三十六条第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第三十七条中「又ハ被保険者ト為リタルトキ

（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス担シ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

第三十八条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十二相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級及至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八条に次の二項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ該配偶者ガ老齢年金又ハ障害年金（其ノ全額ニ付支給ヲ停止サレタル老齢年金又ハ障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ該配偶者ガ他ノ公的年金各法ニ基

ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老
齡、退職又ハ痼疾ヲ支給事由トスル給付デ政
令ヲ以テ定ムルモノ（其ノ金額ニ付支給ヲ停
止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキト
キハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ
加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止
ス

第三十八條ノ第二項中「七十歳ニ達シタル
後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳」を「六
十五歳ニ達シタルトキハ六十五歳」に、「其ノ請
求ヲ為シタル日ノ属スル」を「六十五歳ニ達シ
タル」に改め、同条第三項を次のように改める。
老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ
達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄
ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ
計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル
月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ第二項に次の一号を加える。
四 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保
險者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於
テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十
級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六
十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其
ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ
等級ナルモノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該
当スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ第二項及び第三項を削る。
第三十九條ノ四を次のように改める。
第三十九條ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル
者ガ死亡シタルトキ又ハ老齡年金ヲ受クル權
利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年
金ヲ受クル權利ヲ失フ

第三十九條ノ五第一項及び第二項を次のよう
に改める。
通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ
六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス
但シ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ
標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級
タル期間 第十三級乃至第十七級ノ等級タル

期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期
間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二
十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部
分ニ限り支給ヲ停止ス
通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五
歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十
ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳
以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等
級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支
給スル通算老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第四十一條第一項第一号ロ中「十九万八千円」
を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三
十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。
第四十一條ノ第二項中「七万二千円」を「十
八万八千円」に、「二万四千円」を「六万八千
円」に、「二万四千円」を「四万八千円」を
「十二万四千円」に改める。
第四十四條ノ三に次の一項を加える。
第三十八條第四項及第五項ノ規定ハ障害年金
ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ之等ノ規定中
「第三十六條第一項」トアルハ「第四十一條
ノ第二項」ト読替フルモノトス
第五十條第一項第四号中「十五年未満」及び
「第三十四條第一項第二号又ハ第三号ニ該当ス
ル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五年未
滿」及び「第三十四條第一項第二号又ハ第三号
ニ該当スル者ヲ除キ」を削る。
第五十條ノ第二項第二号ロ中「四万九千五
百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号
ロ中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、
同条第三項中「三十九万六千円」を「五十万六
千円」に改める。
第五十條ノ四第六号中「子」を「夫、子」に
改め、同条同第八号とし、同条中第五号を
第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五 第二十三條第二項第一号但書ニ該当シタ
ル為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ
其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給
ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ナクナツ

タトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及
其ノ權利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続
キ不具痼疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ
限ニ在ラズ
六 不具痼疾ニ因リ労働能力ナキ為遺族年金
ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルト
キ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ又其ノ
者ガ其ノ權利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ
引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金
ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ア
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五十條ノ四に次の一項を加える。
第五十條第一項第一号又ハ第四号乃至第六号
ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支
給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父母ハ被保険者又
ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎兒タル子出
生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル權利ヲ失フ
第五十條ノ八ノ二中「第三十九條ノ第二項
第一号イ乃至ニ」を「第三十九條ノ第二号イ
乃至ニ」に改める。
第五十一條第一項中「第三十四條第三項」を
「第三十四條第四項」に改める。
第五十九條第五項第一号及び第二号中「二災
害保険料率」を「十分ノ二二二ト合算シタル
率ニ災害保険料率」に改め、同項第四号中「千
分ノ百六」を「十分ノ百二十八」に改める。
第六十條第一項中「（第五十九條）を「十分
ノ一ト合算シタル率（第五十九條）に改め
る。
別表第三ノ二中「二四、〇〇〇円」を「六〇、
〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二二〇、
〇〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「二四四、
〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「二四、〇〇
〇円」に改める。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和
四十年法律第百五号）の一部を次のように改正
する。
附則第十六條第三項中「千六百五十円」を「二

千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六
百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千
円」を「八十六万六千円」に改める。
附則第十七條第一項に次の一号を加える。
四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当す
る被保険者が、六十歳以上六十五歳未満で
ある間において、その者の標準報酬の等級
が第一級から第二十級までの等級に該当す
るに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳
未満である被保険者であつて、その者の標
準報酬の等級が第一級から第二十級までの
等級であるものが、同号イ若しくはロのい
ずれかに該当するに至つたとき。
附則第十七條中第二項及び第三項を削り、第
四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第
六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第
三十九條ノ四第一号から第三号までの規定に該
当したとき、又は同法による」を「死亡したと
き、又は船員保険法による老齡年金若しくは」
に改め、同項を同条第五項とする。
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正）
第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次の
ように改正する。
附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八
千四百円」に改める。
（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和
二十九法律第百十七号）の一部を次のように
改正する。
第二條第三項中「であつて六十五歳以上であ
るもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」
に改める。
第三條第三項中「であつて六十五歳以上であ
るもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」
に改める。
第三條の二第二項及び第四條第一項中「高齢
受給権者」を「受給権者」に改める。

千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六
百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千
円」を「八十六万六千円」に改める。
附則第十七條第一項に次の一号を加える。
四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当す
る被保険者が、六十歳以上六十五歳未満で
ある間において、その者の標準報酬の等級
が第一級から第二十級までの等級に該当す
るに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳
未満である被保険者であつて、その者の標
準報酬の等級が第一級から第二十級までの
等級であるものが、同号イ若しくはロのい
ずれかに該当するに至つたとき。
附則第十七條中第二項及び第三項を削り、第
四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第
六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第
三十九條ノ四第一号から第三号までの規定に該
当したとき、又は同法による」を「死亡したと
き、又は船員保険法による老齡年金若しくは」
に改め、同項を同条第五項とする。
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正）
第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次の
ように改正する。
附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八
千四百円」に改める。
（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和
二十九法律第百十七号）の一部を次のように
改正する。
第二條第三項中「であつて六十五歳以上であ
るもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」
に改める。
第三條第三項中「であつて六十五歳以上であ
るもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」
に改める。
第三條の二第二項及び第四條第一項中「高齢
受給権者」を「受給権者」に改める。

第十三条の二第二項中「厚生年金保険法による老齢年金の額」の下に「(加給年金を除く。)」を加え、同項第一号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金を除く。)」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同条第二項中「と加給金の額との合算額」を削り、同項第一号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第二号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金を除く。)」を加える。

第十四条の前の見出しを削り、同条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第十六条第一項本文中「第二十四級」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額(加給金に相当する金額を除く。)につき厚生年金保険法第四十六条第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

第十八条の見出しを「(老齢年金の調整)」に改める。

第十九条第一項中「及び第三十七級」を削る。第十九条の三第一項中「第二十二級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「者である」に改め、「第三十九条ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「者である」に改め、「第四十六条の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条の二及び第二十六条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「改正後の」を削る。

附則第七条第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第八条第一項中「改正後の」を削り、「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

附則第十条中「改正後の」を削る。

附則第十三条第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第十四条第一項中「改正後の」を削り、

「第三十九条ノ二第一項」を「第三十九条ノ二」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「第四十九条の規定を除く」を削る。

第十八条の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八条の三中「第五十二条の二」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第二十七条第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三条第一項ただし書、同条第二項及び第三十八条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第三十九条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 第三十八条又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公

的年金給付であつて政令で定めるものを受けることができる者がいないときは、十八万円を加算する。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。

第四十一条第二項中「三分の一」を「五分の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十九条の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一条に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九条の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一条の四第一項中「及び第三十九条第一項」を「第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金のうち又は二以上の準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九条の二第一項に規定する加算を行うべき事由(以下この項において「加算事由」という。)

が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定する準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の準母子年金以外の準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第四十四条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十九条第一項中「婚姻関係」の下に「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」を加える。

第五十二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があるとき。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。

第五十二条の六中「第五十二条の二」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十八条中「三十六万円」を「三十八万七千六百元」に、「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第六十二条中「三十一万二千円」を「三十三万六千円」に改める。

第六十三条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第六十四条の二中「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に改める。

第六十四条の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第六十七条第一項ただし書中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第六十七条第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第六十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	八・七六
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	七・二四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	六・〇五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・五五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	五・一一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・四六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	二・七〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・三四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・六六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四二
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・一六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・〇六

附則第五条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万円」を「四万五千元」に改める。

附則第八条第四項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第五項中「三万六千円」を「四万五千元」に改める。

附則第十条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・六四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・四〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・八三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	四・八一

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	三・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	二・六五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・三九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・一三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・〇五

附則第十条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。

附則第十四条中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十年年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。

第六十二條の二第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」

に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二條の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であつて、他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改め、「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。

(船員保険法の一部改正)

第十二條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ七第四項中「、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る。

第五十條ノ三ノ二第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十條ノ七ノ二の次に次の一条を加える。

第五十條ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十條ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合（同項但書ニ該当スル場合ヲ除ク）ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付デ政令ヲ以テ定ムルモノ（其ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四百円」を「二千円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十四條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。

第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第七條までの規定、第十條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第三條、附則第五

條、附則第八條、附則第十條及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。）、次條から附則第二十六條までの規定、附則第三十九條の規定及び附則第四十一條から附則第四十七條までの規定 昭和五十五年六月一日

二 第八條の規定（国民年金法第五條、第十八條の二、第十八條の三、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の二、第五十二條の六及び第七十七條第一項第一号の改正規定に限る。）、第九條の規定、第十條の規定（前号に規定する改正規定を除く。）、及び附則第二十七條第一項の規定 昭和五十五年七月一日

三 第八條の規定（前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。）、第十一條から第十四條までの規定、附則第二十七條第二項の規定、附則第二十八條の規定、附則第三十條から附則第三十八條までの規定及び附則第四十條の規定 昭和五十五年八月一日

四 第八條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第二十九條の規定 昭和五十六年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置等)

第二条 昭和五十五年五月以前月の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十五年六月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年五月の標準報酬月額が四万二千円以下である者又は三十二万円である者（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額（その者が健康保険の被保険者であ

るときは、その者の同月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額)を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改正された標準報酬は、昭和五十五年六月から同年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年六月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四条 昭和五十五年六月一日において現に第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第五条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十三条第五項(同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第六条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十三条第六項(同法第四十六条の四第三

項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第七条 昭和五十五年五月三十一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)の支給を受けることができる者に限る。)の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第四項(第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千元を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第八条 昭和五十五年五月三十一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項(第一条の規定による改正後の同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができる者に限る。の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正

後の同法第四十六条第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千元を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第九条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	昭和五十九年六月以後の月分
千分の九十三	千分の九十四	千分の九十五	千分の九十六
千分の六十四	千分の六十五	千分の六十六	千分の六十七

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第一種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十二条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一

当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第二項(同法第六十八条の六において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十五年五月三十一日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	昭和五十九年六月以後の月分
千分の九十三	千分の九十四	千分の九十五	千分の九十六
千分の六十四	千分の六十五	千分の六十六	千分の六十七

級から第二十級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該

後の同法第三十九条ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

(第八条の規定の施行に伴う経過措置等)

第二十七条 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第二十八条 昭和五十五年七月三十一日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第八条の規定による改正後の同法第四十一条第三項及び第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第二十九条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第八条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同条第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に読み替えるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和六十一年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(第十一條の規定の施行に伴う経過措置)

第三十条 昭和五十五年七月三十一日において現に厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第三十八条第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金については、同日以後引き続き同項の規定により支給される間、第十一条

の規定による改正後の同法第三十八条第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額」とする。

第三十一条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

附則第十六条において準用する同法第六十二条の二の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。を受ける権利を有する者であつて、同日において第十一条の規定による改正後の同法第六十五条の二に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第十一条の規定による改正後の同法第六十五条の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

(第十二條の規定の施行に伴う経過措置等)

第三十三条 昭和五十五年七月三十一日において現に船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第二十三条ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金については、同日以後引き続き同項の規定により支給される間、第十二条の規定による改正後の同法第二十三条ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十二条ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」とする。

第三十四条 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

額については、なお従前の例による。

第三十五条 昭和五十五年七月三十一日において現に船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)を受ける権利を有する者であつて、同日において第十二条の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。)の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第十二条の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十二条ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十六条 第十二条の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ七ノ三及び前条の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十三号)附則第五条において準用する船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

(第十三條の規定の施行に伴う経過措置)

第三十七条 昭和五十五年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(第十四條の規定の施行に伴う経過措置)

第三十八条 昭和五十五年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「第四十六條の三第一項第一号イ」を「第四十六條の三第一号イ」に改める。

附則第十七條第一項中「第三十九條ノ二第一項第一号イ」を「第三十九條ノ二第一号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「年金たる保険給付又は」及び「法律第九十二号附則第二十二條第一項及び」を削る。

(従前の障害年金の例による保険給付の特例)

第四十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第四十四条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下この条において「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の法律第五号による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、船員保険法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

(厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢)

第四十六條 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

(船員保険法による老齢年金の受給資格年齢)

第四十七條 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

なして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

(厚生年金保険法による年金額の計算の特例)

第四十五条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十二年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、廃疾又は死亡に關し支給する保険給付(老齡年金、障害年金又は遺族年金に限る。)

については、当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。が、昭和五十五年六月一日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

(厚生年金保険法による老齡年金の受給資格年齢)

第四十六條 厚生年金保険法による老齡年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

(船員保険法による老齡年金の受給資格年齢)

第四十七條 船員保険法による老齡年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

の改定措置が講ぜられるべきものとする。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第二六六〇号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第二六六一号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二六六二号)(第二六六三号)(第二六六四号)(第二六六五号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第二六六六号)(第二六六七号)

一、障害福祉年金等改正に関する請願(第二六六八号)

一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二六六九号)(第二六七〇号)

一、年金・医療制度に関する請願(第二六七一号)(第二六七二号)

一、労働行政体制確立に関する請願(第二六七三号)

一、中小企業労働者の生活向上に関する請願(第二六七八号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第二六九一号)

一、失業対策事業制度の再確立等に関する請願(第二六九二号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二六九三号)(第二七〇六号)

一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二七〇七号)

一、身体障害者の福祉改善に関する請願(第二七三三号)

一、労働者災害補償保険法の改正に関する請願(第二七二四号)

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第二七二六号)

一、新鮮血液の確保及び心臓病児者の内科的医療費補助に関する請願(第二七八号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二七九号)(第二七三八号)(第二七四〇号)
一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第二七四三号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二七四五号)
一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二七四六号)(第二七四七号)
一、厚生年金の支給開始年齢繰下げ反対等に関する請願(第二七八八号)
一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第二七四九号)
一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二七五〇号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二七五七号)
一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第二七八八号)
一、身体障害者の福祉改善に関する請願(第二七六四号)
一、労働者災害補償保険法の改正に関する請願(第二七六五号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二七七〇号)
一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第二七七四号)
一、失業対策事業制度の再確立等に関する請願(第二七七六号)
一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二七七八号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二七九号)
一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第二七八〇号)
一、厚生年金の支給開始年齢繰下げ反対等に関する請願(第二七八四号)

一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二七八五号)
一、年金・医療制度に関する請願(第二七八六号)
一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第二七八七号)
一、放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願(第二八九五号)
一、重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(第二九〇四号)
一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二九〇六号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二九〇八号)
一、医療保険制度改善措置に関する請願(第二九一〇号)
一、失業対策事業制度再確立等に関する請願(第二九一三号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二九一四号)
一、放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願(第二九一七号)
一、健康保険法の改悪反対に関する請願(第二九一九号)
一、国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願(第二九二〇号)
一、労働行政体制確立に関する請願(第二九二四号)
一、放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願(第二九二八号)
一、国立腎センター設立に関する請願(第二九二九号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二九三二号)
第二六六〇号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県足利市毛野新町三ノ四大

竹定男外千四百四十五名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。
第二六六一号 昭和五十五年四月十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 千葉市花見川三ノ一ノ一〇八
小林世紀子外二百七十三名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。
第二六六二号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都三鷹市大沢四ノ八ノ一〇
斉藤得見外三百四十一名
紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第二六六三三号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都府中市西府町一ノ三三ノ一
金久保信悟外三十六名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第二六六四号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 埼玉県上尾市平方三、一一〇ノ五
水野勇雄外二十七名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第二六六五号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都八王子市犬目町三七五ノ二

刈田安清
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第二六六六号 昭和五十五年四月十一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 広島市福島町一ノ二ノ一一 三好 元子外三百七十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。
第二六六七号 昭和五十五年四月十一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 愛媛県川之江市川之江町二、三四 六ノ二 宮崎幸子外五百四十名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。
第二六六八号 昭和五十五年四月十一日受理
障害福祉年金等改正に関する請願
請願者 滋賀県犬上郡甲良町下ノ郷一、二 三六 二階堂正夫外四千八百七十八名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一八七三三号と同じである。
第二六六九号 昭和五十五年四月十一日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 宮城県仙台市長町三ノ五ノ二三 内海茂子外二百四十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二〇九二二号と同じである。
第二六七〇号 昭和五十五年四月十一日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 宮城県仙台市西多賀一ノ二〇ノ一 〇 小池よし子外二百四十九名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二六七一号 昭和五十五年四月十一日受理
年金・医療制度に関する請願
請願者 神奈川県相模原市東林間二ノ一五
佐藤恵外千八百十八名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二五八九号と同じである。

第二六七二号 昭和五十五年四月十一日受理
年金・医療制度に関する請願
請願者 横浜市区久保町四八ノ三 江原
和徳外六千六百十六名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二五八九号と同じである。

第二六七三号 昭和五十五年四月十一日受理
労働行政体制確立に関する請願
請願者 静岡県三島市幸原二ノ九ノ二 室
野弥生外三十四名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第二四二八号と同じである。

第二六八八号 昭和五十五年四月十一日受理
中小企業労働者の生活向上に関する請願
請願者 東京都中野区大和町三ノ九九 新
井訓子外六百六十九名
紹介議員 安武 洋子君
中小企業に働らく労働者の生活向上のため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、健保・年金の改善をやめて社会保障制度を充実すること。
- 二、労働基準法の改善をしないこと。
- 三、全国一律最低賃金制を確立すること。
- 四、社外工・専属下請・系列企業の労働者への使用者責任を親企業にも負わせること。
- 五、パート・タイマーに労働基準法の適用を徹底すること。

六、中小企業で働く労働者のためのスポーツ・レクリエーション施設の設置を積極的に行うこと。

理由
中小企業の経営は、石油・原材料の値上げ、大資本の中小企業分野への進出等によつて、日を追つて深刻になつており、多くの企業が倒産に追い込まれている。中小企業が、国民生活と日本経済の中で果たしている大きな役割を考えると、このような現状は一刻も放置できない。今日の中小企業は、もはや労使の企業内努力だけでは、生き残ることができなところまできており、政府の抜本的な施策が緊要となつてゐる。

第二六九一号 昭和五十五年四月十一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 福井市木田三ノ一 北山真理子外
百名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二六九二号 昭和五十五年四月十一日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市米生町一ノ一〇
松本鶴吉外二百九十七名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二〇五五と同じである。

第二六九三号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都西多摩郡羽村町羽六九〇
小山寿雄外四十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七〇六号 昭和五十五年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市南一ノ三〇ノ八
矢作俊彦外四百一十一名

する請願

請願者 東京都品川区中延四ノ一二ノ一五
大橋徳三郎外一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七〇七号 昭和五十五年四月十一日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 広島市宇品御幸一ノ一ノ九 松
田三二外八百七十七名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二七一三三号 昭和五十五年四月十一日受理
身体障害者の福祉改善に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町平館大泉院通
長根新一郎外三十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第二七二四号 昭和五十五年四月十一日受理
労働者災害補償保険法の改正に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町平館大泉院通
長根新一郎外三十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八七四号と同じである。

第二七二六号 昭和五十五年四月十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県足利市借宿町五二三 玉村
清高外九百十三名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二七二八号 昭和五十五年四月十二日受理
新鮮血液の確保及び心臓病児者の内科的医療費補助に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市南一ノ三〇ノ八
矢作俊彦外四百一十一名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二五七七号と同じである。

第二七二九号 昭和五十五年四月十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 埼玉県狭山市水野二六七ノ二〇
齊藤実外六名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七三八号 昭和五十五年四月十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都府中市紅葉丘二ノ一ノ四
勅使河原金次外九百名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七四〇号 昭和五十五年四月十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町四五〇 横
山賢三
紹介議員 樺山 篤君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七四三三号 昭和五十五年四月十四日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県太田市竜舞四、七六三 小
林春子外八百七十五名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二七四五号 昭和五十五年四月十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 山形県東置賜郡高島町上和田三ノ
五九ノ二 金子功外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二七四六号 昭和五十五年四月十四日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区ニッ谷町一〇ノ一
石川茂雄外二百三十四名

紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二七四七号 昭和五十五年四月十四日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 青森県八戸市小中野町四ノ一ノ二
六 鶴飼トラ外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二七四八号 昭和五十五年四月十四日受理
厚生年金の支給開始年齢繰下げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県秩父市板谷九八七 小林喜
久雄外四百六十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二七四九号 昭和五十五年四月十四日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 青森県弘前市野田一ノ一一ノ一
中村妙子外千二百二十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九六六号と同じである。

第二七五〇号 昭和五十五年四月十四日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 岡山県玉野市八浜町八浜一、二三
四 藤原康外三千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第四八号と同じである。

第二七五七号 昭和五十五年四月十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願
請願者 徳島市八万町柿谷四ノ四 小林信
明外九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二七五八号 昭和五十五年四月十四日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に關する請願
請願者 福井市菅谷二ノ二ノ八 早田智恵
子外九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二七六四号 昭和五十五年四月十四日受理
身体障害者の福祉改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区千代崎二ノ九ノ
四ノ一〇八全国脊髄損傷者連合会
福岡県支部内 織田晋平外四十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第二七六五号 昭和五十五年四月十四日受理
労働災害補償保険法の改正に関する請願
請願者 北九州市八幡西区千代崎二ノ九ノ
四ノ一〇八全国脊髄損傷者連合会
福岡県支部内 織田晋平外四十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一八七四号と同じである。

第二七七〇号 昭和五十五年四月十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願(二通)
請願者 山口市朝田二四七ノ一 島村栄治
外三百九十六名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二七七四号 昭和五十五年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市上四條町二ノ三ノ二
出口妙子外九百四十六名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第二七七六号 昭和五十五年四月十五日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願
請願者 福岡市西区西脇三三〇 石橋学外
九百六十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二七七八号 昭和五十五年四月十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町中ノ沢 小
沢新外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第二七七九号 昭和五十五年四月十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願
請願者 長野県松本市惣社四七四ノ一 成
澤寿男外三百二十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十五年四月十五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に關する請願
請願者 愛媛県松山市室町二ノ三ノ一四
村上早苗外四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二七八四号 昭和五十五年四月十五日受理
厚生年金の支給開始年齢繰下げ反対等に関する請願
請願者 大阪府生野区生野西一ノ八ノ七
宮武志江外四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二七八五号 昭和五十五年四月十五日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町八木九三三
松本すみゑ外九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二七八六号 昭和五十五年四月十五日受理
年金・医療制度に関する請願
請願者 神奈川県南足柄市岩原四八七 村
嶋良三外千三百三十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二五八九号と同じである。

第二七八七号 昭和五十五年四月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県渥美郡田原町吉胡郷中二六
六 関京子外四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九六六号と同じである。

第二七八九号 昭和五十五年四月十五日受理
放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願
請願者 静岡県田方郡函南町平井三六〇ノ
二 清水克豊外千九百九十六名

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

請願者 東京都品川区荏原一ノ八ノ一〇
阿部省吾外四名

紹介議員 大谷藤之助君

一、重度戦傷病者は、重度障害者を妻としている者が少なくないが、受給者死亡後、不自由な身をもつて長年複雑困難な夫の介護に尽くした労苦を認め、遺族扶助料と障害福祉年金を併給する特例を設けること。

二、重度戦傷病者の医療費、健康管理費、付帯経費等を国庫負担とすること。

三、国鉄、公・民営交通機関の乗車取扱いを次のように改善すること。

1 国鉄乗車証の介護者の代理使用を認めること。

2 寝台料金、国鉄バス料金を後払扱いとすること。

3 公・民営交通機関(航空・船舶を含む)等について五割引の措置をとること。

四、最近、補装具の進歩改善が著しいが、戦傷病者にもこの近代的な効率のよう補装具を支給すること。

第二八〇六号 昭和五十五年四月十五日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願

請願者 横浜市金沢区釜利谷町四四四 藤居千代吉外二百六十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二八〇八号 昭和五十五年四月十六日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 岐阜市飯田一〇ノ五一ノ二 大橋武夫外五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二八一〇号 昭和五十五年四月十六日受理
医療保険制度改善措置に関する請願(二通)

請願者 横浜市港南区上大岡東二ノ四二ノ二
赤坂裕三外八千四百六十四名

紹介議員 片岡 勝治君

国民が安心して良い医療が受けられ、保険で十分な医療ができるようにするため、次の事項について実現を図りたい。

一、薬剤・歯科材料費、初診時等の患者負担を大幅に増やし、医療機関には事務煩雑をもたらし医療保険制度の改正案を取りやめると。

二、医療保険制度について次の改善を図ること。

1 保険外負担を解消し、健保家族・国保の給付を改善すること。

2 医療保険への国庫負担を増やし、保険料の事業主負担割合を引き上げること。中小零細企業の事業主負担の増加分は、国庫によつて賄うこと。

3 各種医療保険を給付の低下を来さぬよう国と大企業の負担を増やして、職域・地域の二本建てに統合すること。

三、医療費の膨張を防ぐため、直ちに次の措置をとること。

1 不当に高い医薬品の価格を引き下げること。

2 高額医療用機器の販売価格を適正に規制すること。

3 医療設備の過剰重複投資を避けるため、高額医療機器の適正な配置を行い、民間の医療機関が共同利用できる施設を一定地域ごとに設けること。

四、国民の保険医療を妨げる官僚制的な、保険医療機関の指定取消しと、再指定の制限をしないこと。

理由

長引く不況とインフレは国民生活を強く圧迫しており、勤労者は病気になる休むと、整理の対象にされる恐れがあるので、職場を休みにくいなど厳

しい状態におかれている。政府は先に廃案となつた、健保改正案を、今国会において成立させようとしているが、その内容は、本人・家族とも初診時一部負担金を千円にし、薬剤・歯科材料費の半額を自己負担にして、そのうえ保険料の値上げなど大幅な患者・国民の負担増を図るものである。しかも、現在の入院のベット差額や付添料の患者負担をなくすことは考えていない。これでは病気の早期発見、早期治療、慢性病の継続治療が抑制されるばかりか家計も一層圧迫されることになる。

第二八一三三号 昭和五十五年四月十六日受理
失業対策事業制度再確立等に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町千音寺住宅七ノ三 石田秀男外六百三十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二〇九二号と同じである。

第二八一四四号 昭和五十五年四月十六日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町乙瀬 南瀬信夫外三百六十名

紹介議員 佐藤三吾君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二八一七号 昭和五十五年四月十六日受理
放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願

請願者 東京都中央区新川一ノ二六ノ七社団法人日本放射線技師会会長 中村実外七百六十一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二八一九号 昭和五十五年四月十六日受理
健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院里ノ内町八三

竹内周徳外七千九十名
この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第二八二〇号 昭和五十五年四月十六日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区陽明町一ノ一四 山本哲也外九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二八二四号 昭和五十五年四月十七日受理
労働行政体制確立に関する請願

請願者 京都府綾部市岡町下山 宮下節男外二百一十一名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二四二八号と同じである。

第二八二八号 昭和五十五年四月十七日受理
放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願

請願者 宮崎市源藤町堤下五六九ノ一 橋元暉人外二百八十三名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二八二九号 昭和五十五年四月十七日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 神戸市北区君影町四ノ二二ノ二ノ二〇一 米田寛子

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

第二八三二号 昭和五十五年四月十七日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 群馬県渋川市入沢三、九八一ノ一 藤井保外六百二十九名

第二八五二号 昭和五十五年四月十九日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 千葉県柏市逆井一、七八二ノ二四
青木章八外二十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二八五二号 昭和五十五年四月十九日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 高知市桜馬場五 池田稲美外十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第二八五五号 昭和五十五年四月十九日受理
障害福祉年金等改正に関する請願
請願者 静岡県富士宮市淀師一、二八四ノ五 渡辺房男外九百九十九名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一八七三号と同じである。

第二八五七号 昭和五十五年四月十九日受理
健康保険法の改善反対に関する請願
請願者 京都市伏見区両替町一二丁目 長島三郎外六千九百五十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第二八六八号 昭和五十五年四月二十一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 熊本市新町一ノ九ノ八造酒アパート内 武藤清巳外九百九十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二八六九号 昭和五十五年四月二十一日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都板橋区加賀一ノ四ノ八ノ四
〇二 中島悦子外九百九十九名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二八七〇号 昭和五十五年四月二十一日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区経堂三ノ三二ノ一
〇 古川慶子外九百九十九名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二八七一号 昭和五十五年四月二十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願（二通）
請願者 千葉市花見川一ノ一一ノ一〇四 高橋隆外三百二十八名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八八〇号 昭和五十五年四月二十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 広島市祇園町西山本一、二〇〇ノ一四 末信治外百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二九〇三号 昭和五十五年四月二十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 徳島県鳴門市大津町長江 友行良治外四十三名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二九〇四号 昭和五十五年四月二十一日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市銀水社宅一九七

古賀長年二百三十四名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二九〇五号 昭和五十五年四月二十一日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願
請願者 福島県いわき市平東町五ノ四 長谷川憲子外六百六十四名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二九〇六号 昭和五十五年四月二十一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 福井市和田中町毛田一六ノ一 竹山信子外百名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二九一一号 昭和五十五年四月二十一日受理
身体障害者の福祉改善に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一大村荘内 全国脊髄損傷者連合会山梨県支部内 北村晃一外四十名
紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一八六九号と同じである。

第二九一二号 昭和五十五年四月二十一日受理
労働者災害補償保険法の改正に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一大村荘内 全国脊髄損傷者連合会山梨県支部内 北村晃一外四十名
紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一八七四号と同じである。

第二九二七号 昭和五十五年四月二十二日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願
請願者 福岡県春日市光町三丁目 森山克巳外二百三十四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二九二八号 昭和五十五年四月二十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 静岡県島田市船木一、八八二ノ二五 手塚文雄
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二九二九号 昭和五十五年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市大屋町二五ノ八 信太一郎外八百三十六名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二九三〇号 昭和五十五年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内三ノ五ノ一 東京都職員労働組合内 目黒輝美外九百三十九名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二九三二号 昭和五十五年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都葛飾区鎌倉二ノ一ノ一六 金井幸子外四千七百七十七名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第二九三七号 昭和五十五年四月二十二日受理
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願
請願者 広島県豊田郡豊町御手洗 有馬忠
紹介議員 永野 厳雄君
この請願の趣旨は、第二八〇四号と同じである。

第二九四一号 昭和五十五年四月二十二日受理
国民健康保険に傷病手当・出産手当給付等に関する請願

請願者 京都府長岡京市天神一ノ一〇ノ二
一 猪辺政雄外四十四名

紹介議員 下田 京子君

一、地方自治体は、国民健康保険法第五十八条第二項（傷病手当実施条例）及び第五十八条第一項（出産手当実施条例）を定め、国民健康保険でも傷病手当・出産手当を支給すること。実施のための財源は、地方財政での予算化とあわせ国庫負担金の増額を国に要請すること。

二、国は、傷病手当・出産手当を強制給付とし、実施のための国庫負担金を増額すること。

三、助産費は健康保険並みの給付とすること。

四、国民健康保険料金の値上げをやめ、医療給付を本人十割とすること。そのために、国庫負担金を現在の四割を五割に引き上げること。

五、国保料金の減免制度のわくの拡大と充実に図ること。

六、スライド制を廃止し、民主的運営を図ること。

理由

昭和十三年に農民を主な対象として、国民健康保険法が制定実施されてから四十一年、この間、昭和三十六年には皆保険体制に入り、国民健康保険の範囲も広げられるとともに、社会保障の向上に寄与することが目的として付け加えられた。また、農業人口が激減するなかで、国民健康保険の被保険者構成も大きく変化し、今日、中小自営業者がその構成比を高めている。したがって、国民健康保険の給付内容も、これまでの被保険者構成では必要性の薄かった傷病手当が、家族労働で身を削りながら朝早くから夜遅くまで働き、健康を破壊されても、安心して治療、療養を受けられないでいる中小業者には、切実な要求であるように被保険者の変化に対応した改正が求められている。

ころが、給付の現状は、国民健康保険にだけいもつて傷病手当・出産手当が実施されていない旧態依然たる体系のままとされており、数ある医療保険制度のなかで最も劣悪な制度になっている。

第二九四三号 昭和五十五年四月二十三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 福井県坂井郡春江町高江二九ノ六
四 小林幹子外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二九四七号 昭和五十五年四月二十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市南大塚二一〇 関根博外九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二九四八号 昭和五十五年四月二十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 徳島市津田浜之町 清井利己外五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二九五〇号 昭和五十五年四月二十三日受理
公衆浴場の確保に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 金井秀雅

紹介議員 小山 一平君

公衆浴場は、地域住民の日常生活に密接なつながりを持ち、保健衛生上欠くことのできない公共性、公益性の強い施設であるが、近年、自家風呂の普及などに伴う利用者数の急速な減少や、重油燃料等諸経費の高騰などによって、その経営内容は

年々悪化の一途をたどっている。このため、公衆浴場の廃業により住民の入浴に支障を来す事例が増加し、しかも公衆浴場利用者が、若年世帯及び比較的低所得階層に多いことから、公衆浴場の確保は、深刻な社会問題化しつつある。よって、公衆浴場の確保するため、早急に助成措置を講ぜられたい。

第二九五八号 昭和五十五年四月二十三日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 茨城県日立市多賀町五ノ一三ノ一
〇 中川妙子外七百十四名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二九六〇号 昭和五十五年四月二十三日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四七ノ五
前島伸子外九百九十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二九六一号 昭和五十五年四月二十三日受理
国の保育予算の大幅増額に関する請願（二通）

請願者 千葉市花見川二ノ三三ノ五〇一
井上進外三百四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二九六二号 昭和五十五年四月二十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（二通）

請願者 大阪市東住吉区中野一ノ三ノ一〇
小柳章外二百二十五名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

に関する請願
請願者 静岡県三島市光ヶ丘三一ノ一〇
成清りえ子外五百六十一名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第二九六五号 昭和五十五年四月二十三日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都中央区京橋二ノ七ノ一九守
随ビル内全日本損害保険労働組合
青婦センター内 真篠久子外八千四百七十三名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二九七七号 昭和五十五年四月二十三日受理
公衆浴場の確保に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二九五〇号と同じである。

第二九八三号 昭和五十五年四月二十四日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願

請願者 茨城県新治郡八郷町柿岡四、〇四
一 滝田欣一外百十五名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二九八八号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 神戸市須磨区戸政町三ノ四ノ八
奥山正久外千三十九名

紹介議員 宮之原貴光君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

ハイヤー、タクシー等自動車運転者の労働条件改善等に関する請願

請願者 長野県上田市五加 神津清二外九

名

紹介議員 野口 忠夫君

労働者の賃金、労働条件を改善し、安全輸送を確立するため、速やかに次の事項の実現を図られたい。

一、新たな「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の施行にあたっては、現行の労働条件をいっさい低下させないこと。また、職場・地域の事情により新改善基準が直ちに実施困難な場合には段階的な指導を行うこと。

二、路面運送における国際労働基準としてのILO第百五十三号条約を批准し、条約・勧告に従ってハイヤー・タクシー労働者の労働条件を引き上げること。

三、交通労働者の統一基準として「交通労働法」(仮称)を制定すること。

四、労働省基発第三百五十五号通達「労働時間短縮の行政指導について」の趣旨に沿って、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所労働者の労働条件改善に抜本的な対策を講ずること。

五、悪質な法無視の経営者に対しては厳重な処分を行うこと。

六、安全輸送を危険に追い込むリース・オール歩合制など刺激的賃金体系を一切廃止させ、基本給中心の賃金体系への指導を強めること。

七、ハイヤー・タクシー事業における労働者の福利厚生、共済制度を確立するための具体的措置を講ずること。

理由

我々は、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業に働き、公共輸送の一翼を担っている労働者としての立場から、国民の足を守り、利用者の利便を図るとともに、安全輸送で生活のできる賃金・労働条件を確立するため運動を展開して

きた。ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業が、社会生活上で欠くことのできない重要な役割と使命を担っていることは周知のとおりである。しかしながら、国民の尊い生命を預かって働いている我々の賃金・労働条件は、交通労働者にふさわしいとは言い難く、他産業に比較しても低い状態におかれている。こうした状況は、国民の足を守り、交通事故をなくし安全輸送を確保することということからも見過すことはできないものである。

第三〇〇七号 昭和五十五年四月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(四通)

請願者 京都市中京区壬生坊城町八ノ五
佐伯正明外五百十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇〇八号 昭和五十五年四月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町井久御山町職内
辻本洋子外九百九十七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇〇九号 昭和五十五年四月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(四通)

請願者 大阪府吹田市藤白台五ノ一二五ノ二
三ノ四〇一 吉岡儀子外百十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇一〇号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 福島市大森名号内六ノ八 渡辺昭
外七十四名

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第三〇一一号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市柱本新町一ノ二〇ノ一〇〇 寺戸康雄外百三十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第三〇一二号 昭和五十五年四月二十四日受理
失業対策事業制度の再確立等に関する請願

請願者 北九州市門司区新原町一ノ二八ノ五〇二 出口ハル子外二百名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第三〇一七号 昭和五十五年四月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市玉水町一ノ三七 米浪智子外九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇一八号 昭和五十五年四月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ三ノ二〇四 中野治利外五百六十一名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇二〇号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都大田区南千束三ノ二八ノ一五 直井福良外三百五十九名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第三〇二五号 昭和五十五年四月二十四日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲西町菩提寺二、〇九三ノ一九九 大塚真澄外八百九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第三〇二六号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 香川県三豊郡大野原町萩原 福田久和外百九十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第三〇三〇号 昭和五十五年四月二十四日受理
健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 京都市下京区松原通烏丸東入岡幡堂町六八七ノ一 天津正
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第三〇三三三号 昭和五十五年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町二ノ一四ノ七 山崎基行外三百五十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案（田中寿美子君外二名発議）

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 男女の差別的禁止（第三条―第五条）

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会（第六条―第十八条）

第二節 地方雇用平等委員会（第十九条―第二十四条）

第四章 救済手続

第一節 通則（第二十五条―第二十九条）

第二節 初審の手続（第三十条―第三十八条）

第三節 再審査の手続（第三十九条―第四十二条）

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続（第四十三条）

第五章 訴訟（第四十四条―第四十六条）

第六章 補則（第四十七条―第五十五条）

第七章 罰則（第五十六条―第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的な取扱いによる権利又は利益の侵害から女子を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用にお

る男女の平等取扱いの促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 差別的取扱い 第三条、第四条又は第五条の規定に違反して女子を差別する行為をいう。

二 公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立て 第四条の規定に違反して行われた差別的取扱いからの救済の申立てであつてその申立ての相手方当事者が国又は地方公共団体の機関であるものをいう。

三 雇用平等委員会 第六条の中央雇用平等委員会又は第十九条の地方雇用平等委員会をいう。

四 使用者委員 雇用平等委員会の委員のうち、使用者を代表する委員をいう。

五 労働者委員 雇用平等委員会の委員のうち、労働者を代表する委員をいう。

六 公益委員 雇用平等委員会の委員のうち、公益を代表する委員をいう。

第二章 男女の差別的禁止

第三条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない。

（職業紹介等についての差別的禁止）

第四条 公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

（職業訓練についての差別的禁止）

第五条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四

号）第八条に規定する職業訓練を行うものは、その行う職業訓練について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会

（設置）

第六条 労働省の外局として、中央雇用平等委員会（以下「中央平等委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第七条 中央平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第四章の定めるところにより、再審査の申立てがあつた事件について、審査の上、命令をし、及び差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で全国的に重要な問題に係るものについて、審査の上、命令又は勧告すること。

二 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に関し講ずべき施策について労働大臣に建議すること。

三 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律に基づき中央平等委員会に属させられた事務を行うこと。

（建議の尊重）

第八条 労働大臣は、前条第二号の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第九条 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人をもつて組織する。

2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各三人以上の委員は女子でなければならない。

3 中央平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益

委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内の委員は、常勤とすることができる。

（委員の任命）

第十条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格識見高く、雇用における男女の平等取扱いの促進に熱意がある者のうちから両議院の同意を得て、労働大臣が任命する。

2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、労働大臣は、前項の規定にかかわらず、使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、所掌事務の遂行に關しすぐれた識見を有する者のうちから、公益委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、労働大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

（欠格事項）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（任期等）

第十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第十三条 委員が第十一条各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

2 中央平等委員会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。

3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(會議)

第十五条 中央平等委員会は、委員長が招集する。

2 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び委員長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

3 中央平等委員会の議事は、出席委員（委員長を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 中央平等委員会が第十三条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第五項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(規則制定権)

第十六条 中央平等委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、雇用平等委員会が行うこの法律に規定する救済手続その他事務処理に關し必要な事項について中央雇用平等委員会規則（以下「規則」という。）を定めることができる。

(差別的取扱ひについての準則)

第十七条 中央平等委員会は、差別的取扱ひであるかどうかを判断するについて必要な一般の準則を定めることができる。

(事務局)

第十八条 中央平等委員会の事務を処理させるため、中央平等委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

第二節 地方雇用平等委員会

(設置)

第十九条 都道府県に地方雇用平等委員会（以下「地方平等委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十条 地方平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第四章の定めるところにより、差別的取扱ひからの救済の申立てがあつた事件について、審査の上、命令又は勧告をすること。

二 雇用における男女の差別的な取扱ひに係る女子の苦情についての相談に關する事務を行うこと。

三 雇用における男女の平等取扱ひの促進に關する重要事項について調査審議し、当該事項に關し中央平等委員会に意見を申し出ることに。

四 雇用における男女の平等取扱ひを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基

づき地方平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(組織)

第二十一条 地方平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人、八人、十人又は十二人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二分の一以上の委員は女子でなければならない。

3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、地方平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が

十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第二十二条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格識見高く、雇用における男女の平等取扱ひの促進に熱意がある者のうちから、都道府県知事が任命する。

(準用規定)

第二十三条 第十一条から第十五条まで（第十四条第四項を除く。）の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第十三条第二項		中央平等委員会により	
	認められた		都道府県知事は
	労働大臣は、その委員を罷免しなければならぬ。		認める
第十四条第三項	公益委員		地方平等委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。
第十五条第二項	各二人以上		非常勤の委員
第十五条第四項	第十三条第二項の規定による認定		の定数のそれぞれ三分の一以上の委員
			第十三条第二項の同意

(事務局)

第二十四条 地方平等委員会の事務を処理させるため、地方平等委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。

第四章 救済手続

第一節 通則

第二十五条 地方平等委員会は、当事者のいずれ

か一方の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地がその管轄区域内にある場合におけるその当事者に係る差別的取扱いからの救済の申立てについての事件又は差別的取扱いが行われた地がその管轄区域内にある場合におけるその差別的取扱いからの救済の申立てについての事件の処理について管轄する。

2 中央平等委員会は、規則の定めるところにより、差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で、全国的に重要な問題を含むものと認める事件については、地方平等委員会の決定又は第三十八条の勧告等の措置が行われる前に限り、自らその事件を取り扱うことができる。

(合議体)
第二十六条 雇用平等委員会による差別的取扱いからの救済の申立てに係る事件の処理は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で行う。

2 前項の合議体は、公益委員の定数の半数以上の委員長を含む公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。

3 第一項の合議体は、必要があると認めるときは、公益委員のうちから一人以上の委員を指定して、手続の一部(決定及び第三十八条の勧告等の措置を除く。)を行わせることができる。

4 第十五条第五項の規定は、第二項の合議体の定足数について準用する。

(合議)
第二十七条 前条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、出席公益委員(委員長を含む。)の過半数の意見により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第一項の合議は、公開しない。

4 前条第一項の合議体は、第一項の合議(決定及び第三十八条の勧告等の措置をする場合における合議に限る。)に先立つて、審問の準備又は審問に参加した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聴かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限り

でない。

5 前項の合議は、同項の意見を尊重してしなければならない。

6 第十五条第五項の規定は、第二項の合議の議事について準用する。

(代理人及び補佐人)
第二十八条 当事者は、弁護士又は雇用平等委員会の承認を得た者を代理人とすることができ

る。
2 当事者又は代理人は、雇用平等委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

(迅速な処理)
第二十九条 雇用平等委員会は、申立てを受理したときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るよう努めなければならない。

第二節 初審の手続
(申立て)
第三十条 差別的取扱いを受けた女子は、その差別的取扱いが行われた日(継続する行為にあつてはその終了した日)から一年以内にその差別的取扱いからの救済の申立てをすることができ

る。
2 前項の申立ては、申立書を管轄地方平等委員会に提出してしなければならない。

3 前項の申立書には、当事者の氏名、商号又は名称及び差別的取扱いを構成する具体的事実その他規則で定める事項を記載しなければならない。

4 第二項の申立書の様式は規則で定める。

(不適法な申立ての却下)
第三十一条 地方平等委員会は、不適法な差別的取扱いからの救済の申立て(公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。)で、その欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第三十七条第三項から第五項までの規定は、前項の決定について準用する。

(審問の準備)
第三十二条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し申立ての理由の疎明を求める等適当な方法で争点及び証拠を整理し、審問の準備をすることができ

る。
2 使用者委員及び労働者委員は、審問の準備に参加することができる。

(審問)
第三十三条 地方平等委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。
3 使用者委員及び労働者委員は、審問に参加することができる。

(審問の公開)
第三十四条 審問は、公開して行う。ただし、地方平等委員会が差別的取扱いからの救済の申立てをした女子の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)
第三十五条 地方平等委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができ

る。
一 当事者又は証人に出席を命じて陳述させること。
二 鑑定人に出席を命じて鑑定させること。

三 事件に係る文書若しくは物件の所持人に對し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に係る場所のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 地方平等委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

3 地方平等委員会が第一項第一号又は第二号の規定により証人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定

させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

4 地方平等委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

5 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

6 第一項第四号の規定により立入検査をする公益委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(事実の調査)
第三十六条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は地方平等委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができる。

2 地方平等委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、地方平等委員会又はその命を受けた地方平等委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に係る場所のある場所に立ち入つて、事件に係る文書又は物件を検査することができる。

3 地方平等委員会は、事実の調査をしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

4 前条第六項の規定は、第二項の規定により公益委員又は地方平等委員会の事務局の職員が立入検査をする場合について準用する。

(認容の決定等)
第三十七条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て(公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。次項において同じ。)に理由があると認めるときは、被申立人に對し、決定で申立人を原職に復帰させなければならないこと等申立人を差別取扱いから救済するため必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

2 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済

の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

3 前二項の決定は、文書をもって行い、決定書には次の各号に掲げる事項を記載し、委員長及び合議に出席した公益委員がこれに署名押印しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者

四 その他規則で定める事項

4 地方平等委員会は、第一項又は第二項の決定をしたときは、その決定書の正本を当事者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の決定は、決定書の正本が当事者に送達された時に、その効力を生ずるものとする。

(勧告等の措置)

第三十八条 地方平等委員会は、公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てに理由があると認めるときは、被申立人に対し、申立人を差別的取扱ひから救済するため必要な措置をとるべき旨を勧告するものとする。

2 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた機関の監督庁に対し、更に必要な勧告をすることができる。

3 地方平等委員会は、第一項の申立てに理由がないと認めるときは、当事者にその旨の通知をするものとする。

4 第一項の申立てが不適法なもので、その欠陥を補正することができないものと認めるときも、また前項と同様とする。この場合においては、審問を経ないことができる。

第三節 再審査の手続

(再審査の申立て)

第三十九条 地方平等委員会の決定書の正本の送達を受けた当事者は、その決定に対して、その決定書の正本の送達を受けた日から十五日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由がある

ときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に中央平等委員会に再審査の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、再審査申立書を、初審の地方平等委員会を経由して又は直接に、中央平等委員会に提出しなければならない。

3 前項の再審査申立書には、不服の理由を記載しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第二項の再審査申立書の記載事項及び様式は、規則で定める。

(再審査の範囲)

第四十条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行うものとする。

(再審査の決定)

第四十一条 中央平等委員会は、不適法な再審査の申立てでその欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由があると認めるときは、地方平等委員会の決定を取り消し、自ら決定をしなければならない。ただし、再審査申立人に不利益な決定をすることはできないものとする。

3 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

(初審の手続の準用)

第四十二条 第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条第三項から第五項までの規定は、再審査の手続について準用する。

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続

(全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続)
第四十三条 第二十五条第二項の規定に基づき中央平等委員会が自ら取り扱う事件の審査については、第三十一条から第三十八条までの規定を準用する。

第五章 訴訟

(専属管轄等)
第四十四条 中央平等委員会の決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 地方平等委員会の決定に対しては、取消しの訴えを提起することができない。

(出訴期間)

第四十五条 前条第一項の訴えは、決定書の正本の送達された日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(緊急命令)

第四十六条 差別的取扱ひからの救済の申立てについての事件における被申立人が第四十四条第一項の訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、中央平等委員会の申立てにより、決定で原告に対し判決の確定に至るまで中央平等委員会の決定その決定が再審査の申立てを棄却し、又は却下するものである場合には、その棄却又は却下の決定に係る地方平等委員会の決定の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

第六章 補則

(不利益取扱ひの禁止)

第四十七条 何人も、地方平等委員会に差別的取扱ひからの救済の申立てをしたこと若しくは地方平等委員会の決定につき中央平等委員会に再審査の申立てをしたこと又は雇用平等委員会がこれらの申立てに係る審査をする場合に証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱ひをされてはならない。

(資料の提出の要求等)

第四十八条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第四十九条 雇用平等委員会は、必要があると認

めるときは、行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十条 中央平等委員会は、毎年、労働大臣を経由して国会に対し雇用平等委員会の所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(適用関係)

第五十一条 この法律の規定は、労働条件に関する限り、国及び地方公共団体の公務員についても適用があるものとする。

2 前項の場合において、同項の公務員に係る差別的取扱ひに該当する処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に係る差別的取扱ひについては適用せず、その差別的取扱ひからの救済の機関及び手続に関しては別に法律で定める。

(労働基準監督機関の職権)

第五十二条 賃金についての差別的取扱ひからの救済の申立てがあつたときは、労働基準監督機関は、その申立てについての雇用平等委員会の決定が確定するまで、その差別的取扱ひに関しては、職権(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百二条の規定に基づくものを除く。)の行使を中止するものとする。

(送達)

第五十三条 書類の送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百六十二条、第百六十九条、第百七十一条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。この場合において、同法第百六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第百七十二條中「裁判所書記官」とあるのは「雇用平等委員会の事務局の職員」と、同法第百七十三条中「第百七十条第二項又ハ前条」とあるのは「前条」と、同法第

百七十七条中「裁判所」とあるのは「雇用平等委員会」と読み替えるものとする。

(不服申立ての制限)

第五十四条 第四章の規定により雇用平等委員会がした決定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(費用)

第五十五条 第三十五条第一項第一号又は第二号(第四十二条及び第四十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。

第七章 罰則

第五十六条 第三十七条第一項(第四十三条において準用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条 第十四条第一項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十五条第三項(第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上五年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十七条の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がなくて第三十五条第一項第一号又は第二号(第四十二条及び第四十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第三十五条第一項第三号(第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなくて第三十五条第一項第四号(第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由がなくて第三十五条第三項又は第四項(第四十二条及び第四十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六条、第五十九条又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第三十五条第四項(第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定により宣誓した当事者が、虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第四十六条の規定による裁判所の命令に違反した者は、十万円(当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。

第六十四条 正当な理由がなくて第三十六条第二項(第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(最初に任命される公益委員の任命についての特例)

第二条 この法律の施行後最初に任命される中央

平等委員会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十条第二項及び第三項の規定の例による。

(最初に任命される委員の任期)

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の委員の任期は、第十二条第一項本文の規定にかかわらず、労働大臣の指定するところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各一人は一年、各二人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方平等委員会の委員の任期は、第二十三条第一項において準用する第十二条本文の規定にかかわらず、都道府県知事の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

二 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各八人の場合 各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

三 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

四 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合 各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年

(地方自治法の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。
第七十五条第一項中「以て」を「もつて」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」

を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十八条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十九条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第二百一十一条中「地方労働委員会の委員」の下に「地方雇用平等委員会の委員」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第二百二十五条中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第一百八十条の五第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方雇用平等委員会

第一百九十九条第八項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加える。

第二百二条の二第六項中「第四項」を「第五項」に、「基く」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

地方雇用平等委員会は、別に法律の定めるところにより、雇用における女子であることを理由とする差別的取扱いに関し審査の上、命令又は勧告をすること等雇用における男女の平等取扱いを促進するために必要な事務を執行する。

(国家行政組織法の一部改正)
第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三系関係)」に改め、同表労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」中央雇用平等委員会」

に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二
(第十七条関係)」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六
十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」
に、「左の通り」を「次のとおり」に、「公共企業
体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会
中央雇用平等委員会」
に改め、同条に次の一項を加える。

4 中央雇用平等委員会の組織、所掌事務及び
権限は、雇用における男女の平等取扱いの促
進に関する法律(昭和五十五年法律第
号)(これに基づく命令を含む。)の定めると
ころによる。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和
二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中第十三号の三の二を第十三号の三の
三とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。
十三の三の二 中央雇用平等委員会の常勤の
公益を代表する委員第一条中第十九号の三の二
を第十九号の三の三とし、第十九号の三の次に
次の一号を加える。

十九の三の二 中央雇用平等委員会の非常勤
の公益を代表する委員

別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員
会の常勤の公益を代表する委員」を「公共企業
体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
中央雇用
平等委員会の常勤の公益を代表する委員」
に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百
六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び公平委員会」を「公
平委員会及び地方雇用平等委員会」に、「基く」
を「基づく」に、「定」を「定め」に、「除く外」
を「除くほか」に改める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、約二億八千九百
万円の見込みである。